

1. 議事日程（令和4年第2回北広島町議会定例会）

令和4年6月15日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

- | | |
|---------|---|
| 宮 本 裕 之 | ①自然環境を守る新たな条例制定に向けて ②深刻な人口減少、定住・少子化対策に本腰を |
| 亀 岡 純 一 | 行政サービスのあり方を考える |
| 佐々木 正 之 | 交通環境の整備と移動に係る利便性の確保について |
| 美 濃 孝 二 | ①国民健康保険税を引き上げる県単位化は見直しを ②南方の産業廃棄物最終処分場の実態と今後について問う |
| 伊 藤 淳 | ①大朝グラウンドの人工芝生化と効果の最大化 ②昨年の大雨災害の反省と、今後の備え |
| 敷 本 弘 美 | ①認知症の人と家族の一体的支援について ②多胎児家庭への子育て支援について |

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1 番 亀 岡 純 一 | 2 番 伊 藤 立 真 | 3 番 敷 本 弘 美 |
| 4 番 中 村 忍 | 5 番 佐々木 正 之 | 6 番 山 形 しのぶ |
| 7 番 美 濃 孝 二 | 8 番 梅 尾 泰 文 | 9 番 伊 藤 淳 |
| 10 番 服 部 泰 征 | 11 番 宮 本 裕 之 | 12 番 湊 俊 文 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|----------------|-------------------|----------------|
| 町 長 箕 野 博 司 | 副 町 長 畑 田 正 法 | 教 育 長 池 田 庄 策 |
| 芸北支所長 楨 原 ナギサ | 大朝支所長 沼 田 真 路 | 豊平支所長 細 川 敏 樹 |
| 危機管理課長 野 上 正 宏 | 総務課長 川 手 秀 則 | 財政政策課長 国 吉 孝 治 |
| 管財課長 高 下 雅 史 | まちづくり推進課長 矢 部 芳 彦 | 税務課長 植 田 優 香 |
| 町民課長 大 畑 紹 子 | 福祉課長 芥 川 智 成 | 保健課長 迫 井 一 深 |
| 農林課長 宮 地 弥 樹 | 商工観光課長 中 川 克 也 | 建設課長 竹 下 秀 樹 |
| 上下水道課長 寺 川 浩 郎 | 消 防 長 日 田 靖 成 | 学校教育課長 植 田 伸 二 |

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局 田 邊 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。昨日と同じく、省エネ・節電対策の取組の一環として、本議会においても服装をクールビズに努めることとしております。暑い方は上着を取ってもらって結構です。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。質問並びに答弁を行う際もマスクをしたままで結構ですので、はっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いをします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて簡潔に行ってください。11番、宮本議員の発言を許します。

○11番（宮本裕之） 11番、宮本裕之です。さきに通告しております大綱2点について質問をいたします。質問の1点目は、自然環境を守る新たな条例制定に向けてであります。北広島町は、西日本で徳島県的那賀町に次ぐ2番目に広い面積を持ち、西中国山地国定公園では、八幡高原と、そこに点在する八幡湿原、聖湖があり、草原の山、雲月山を含めて絶滅危惧種に指定されている動植物の宝庫でもあります。こうした貴重な自然環境を守っていくことで本町が全国的にも知名度を増し、観光客の増加にもつながるものと考えます。来年のNHK朝の連続ドラマ「らんまん」に植物学の父と言われた牧野富太郎博士の生涯を紹介されることが決まりました。八幡高原を訪れた博士が、かきつばたの美しさを目の当たりにし、感動され、「衣にすりし、昔の里か、かきつばた」と詠まれた俳句は有名であります。さらに八幡高原は標高800mの高さと、広大な夜空から見られる星空が美しいのも大きな魅力であります。しかしながら、島根県境に設置されようとしている風力発電の風車がこの景観と動植物の生態系を壊す可能性が高いと危惧されております。地元住民や自然保護団体からは、この設置の見直しを求められています。こうした自然環境を守る世界的な動きの一つに、星空保護区という制度が設け

られています。現在日本にも星空保護区に選定された地域が3か所あり、美しい星空を守り続けていこうという流れができつつあります。また、本町には、町の花ササユリ、町の木テングシデが制定されていますが、町の鳥はまだ制定されておりません。多くの鳥が生息し、飛来してくる鳥も多い本町において、ぜひとも町の鳥を制定して、自然保護の一環に役立ててほしいと思います。そこで、次の質問をいたします。八幡高原の上空を星空保護区に申請する考えはありませんか。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） まず、星空保護区とは、アメリカに本部を置く民間団体国際ダークスカイ会協会が光害の影響のない暗く美しい夜空を保護・保存するため、優れた施策や教育などの取組を行っている団体などを奨励するために2001年に開始されましたダークスカイ会プレイス・プログラム、和名では、星空保護区認定制度というようでございますが、に基づいて指定される地区などのことでございます。現在国内では、議員もおっしゃいましたが、沖縄県の西表石垣国立公園、東京都神津島村、岡山県美星町が星空保護区に認定されています。主に星空観察での観光客誘致に取り組んでおられます。八幡地区におきましても、アマチュアの愛好家などが天体観測をされたり、町内外の写真愛好家が星空やホテルの写真を撮影して楽しまれていたりしている事例があることは町としても把握しており、教育、観光の重要な資源として捉えております。議員からご指摘のありました景観の保全及び動植物の生態系の保全の2点についてお答えをさせていただきます。まず、生態系の保全に関しましては、自然公園法に基づく国立公園、広島県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定に加え、令和2年には、北広島町生物多様性の保全に関する条例に基づき、町独自の野生生物保護区を設定しております。また、運用面につきましても、高原の自然館に学芸員を1名配置し、保全と活用に努めているところでございます。一方、景観に関しましては、上記法令による規制に加えまして、芸北地域全体が広島県ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例の景観形成地域に指定されております。この条例は、広告物の掲示や大規模行為に対して届け出の義務を課すものでございます。星空保護区の設置につきましては、道路街灯などの夜間照明や雪の生産期を含めたスキー場運営との兼ね合いもあり、町民や事業者の皆様との様々な調整が必要と思われれます。今後の八幡地区の景観及び生態系の保全につきましては、地域の皆様の生活やニーズを踏まえ、まずは既存制度の活用について、いま一度検討した上で最適な手法を選択することが必要と考えます。 以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 詳細な説明をいただきました。自然エネルギーを利用することで、脱炭素、カーボンニュートラルに向かうことは、これは賢明なことで、理解は得ます。風力発電の必要性も認めるんではありますが、やはり風車が回ることによって、その地域に及ぼす生態系、動植物、こういったものにやはり住民はすごく不安視されておりますし、最悪これが対立すると、これ紛争ではないんですが、裁判沙汰にもなるような、そのぐらいやはりこれは風力発電の設置については大きな問題があると思われれます。こういうことも踏まえて、星空保護区に認定されると、やはりそういった風車の先には赤い点灯とか、そういったものは見えてはならないという規制も発生しますので、やはり県境沿いから見えない所に風車は立ててくださいというふうになると思います。立てていけないという思いじゃないんです。必要なものは設置することは認めながらも、やはり大事な景観は守っていきたい。それがうちの町の大きな財産にもなっ

ていくわけですから。3年前の写真展でも、八幡の星空が入賞してますよ。そういったことも含めて、広島県初めての星空保護区が北広島町の八幡地域に認定されたよといううれしいニュースをぜひとも聞きたいと思うので、今後の研究課題として取り組んでほしいと思います。続いて、北広島町の町の鳥の制定について思いを伺います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 町の鳥の制定につきましては、合併10周年記念事業におきまして、町花・町木を選定した時に議題には挙がったんですけども、一般的に鳥に対する知識が乏しく、なじみが薄いことなどが考えられるなどの理由によりまして、選定するまでには至らなかったところでございます。現在までもその方針が変わるほどの兆候は見て取れないと感じております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 本町には、もともと生息する鳥も数多くあり、飛来してくる鳥も数多くあります。八幡地区にはアカショウビンというきれいな鳥も飛来してきます。西中国山地自然史研究会の上野副理事長に鳥の話聞かせていただいて、ブッポウソウをこの北広島町の町の鳥にしてはどうですかという意見を聞きました。このブッポウソウという鳥、これも飛来してくる鳥なんですが、ほとんどが西日本地域に飛来し、その5割以上が岡山県と広島県に飛来するそうです。広島県でも三次市がこのブッポウソウを市の鳥に制定しております。うちのササユリ、これ安芸太田町と重なっておりますよね。別にブッポウソウ、三次市とだぶっても私は良いと思います。やはり広島県はアビという鳥を県の鳥にしていますが、余りなじみが薄いです。やはり中国山地に飛来してくるこのブッポウソウを町の鳥として制定して。もう20周年も間近に来てますよ。この20周年をやっぱり節目として、記念行事で町の鳥の制定を目指すという、そういった考えが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議員からもご指摘がございましたように、もうじき合併20周年記念事業のこともぼちぼち考えていかななくてはならない時期に差しかかってくると思うんですけども、そういったことになれば、記念事業開催しようということになれば実行委員会なども立ち上げて、そういった委員会の中で、町の鳥の制定も10周年のときに議題に上がったわけでもございますし、20周年を記念して、町の鳥の制定に向けて、また議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 自然豊かなこの北広島町に町の鳥がないというのは寂しいと思います。ぜひとも20周年記念行事の中で、町の鳥の制定を目指してもらいたいと切望します。続いて2点目の質問に移りたいと思います。質問の2点目は、深刻な人口減少、定住・少子化対策についてであります。日本の総人口は、2016年の1億2808万人をピークに減少が始まり、以降は一貫して人口減少が続いております。さらに2020年国勢調査では、大都市への人口集中を浮かび上げさせ、人口が増えたのは、東京など大都市を抱える自治体を中心に9道府県にとどまり、秋田県など38道府県で人口が減少していると記載されております。また、昨年2021年10月時点の総人口が前の年より過去最大の64万人減少し、1億2550万人となったとのニュース報道に対して、アメリカテラス社の最高経営責任者イーロン・マスク氏は、日本はいずれ消滅するという驚きの論評を出したのであります。本町においても合併時の2万

1592人から今年4月末で1万7639人と、17年間で3953人の減少となっております。人口減少は深刻な課題であります。何よりも人口減少は、地域の労働力の減少をもたらすとともに、地域経済を縮小させ、人口の流出によって集落機能も維持できなくなる負のスパイラルとなってまいります。これまで定住対策に様々な施策が行われてきましたが、その成果を含め、今後の取組を問いただしていきたいと思っております。まず、1点目、本町における人口減少、少子化の影響についてお伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 本町は人口減少、少子化の影響により集落機能の低下が危惧されています。町では、集落支援員の設置に伴いまして、集落の状況把握を目的とした行政区長に対する集落实態調査を実施しております。どの地域でも一番の課題として、担い手、後継者不足となっており、具体的には、農地、道路、用排水路の維持管理、除雪が困難との回答が挙がっています。その他、役員の引受け、空き家の増加など心配する意見もございました。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 人口減少の影響を鑑みながら、そういった答弁が出るのは当然のことです。本町も合併後、保育園が2園、小学校が10校閉校いたしました。中学校も芸北、大朝、豊平の3校は、集団におけるクラブ活動も十分にできない状況に陥っております。先般の常任委員会で教育長が、もう芸北、大朝、豊平の中学校は、今後どうするか議論をする余地もなく、もう喫緊に取り組まないといけない課題であると申されておりました。まさに、私もそう思います。合併後大朝が、この表、皆さんお持ちだと思んですが、大朝が合併後で約24%、豊平が約30%、芸北はさらに厳しく35%の人口減少が続いております。特に芸北の減少がこのまま続くと小中学校はもとより、芸北分校の存在も危ぶまれるのではないかと危惧しております。芸北分校のこれは存廃は芸北地域の死活問題なんです。芸北分校が芸北にない、そんな芸北は考えられないという意味で、ぜひとも、これからの人口減少についての課題をともに考えながら、施策に生かしていくことを強く求めます。2番目の問題なんですが、限界集落の把握と集落絶滅は存在するのか、お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 限界集落の数値的な基準でございます人口の50%以上が65歳以上の集落は、町の住民基本台帳上の行政区に当てはめると、令和4年5月末現在で267行政区中120行政区でございます。なおかつ、農業用水や森林、道路の維持管理、冠婚葬祭など共同生活の維持をすることが限界に近づきつつあるという要素も考慮しますと、先ほどの集落实態調査の結果でございますように、本町においても人口減少、少子化による担い手不足等により集落の消滅危機は存在すると認識しております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 集落が消滅するということは、中山間地域が圧倒的に多いんです。昨年の農業新聞には、全国で9日に1つ集落が消滅していつている状況だと記載されておりました。ぽつんと一軒家というテレビ番組がありますが、別荘的に建てたものを除いて、そのほとんどが集落が消滅した中で残って何とか生活しているというものばかりだと私は思いました。ああここにも集落があったんだ、ここの家の周りにも集落があったんだ、そういった集落がどんどんどんどんなくなっていつて、そうなる、いわゆる住んでいる人が、もう獣のこれは本当宝庫ですよと、有害鳥獣どころの騒ぎじゃないというような世界になっていきます。そうならな

いようにも、何とか消滅集落を防ぐような手だてをしていくためにもやはり田園回帰、100%ではないですが、何とかこの地域に人が存在して生活するシステムづくりをともに考えていかなければならない、このように思っております。次に、本町には外国人居住者が多くおられます。外国人居住者が増えることは本町にとって人口増につながることでしょうか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 外国人居住者は、年によって流動的ではございますが、本町の人口社会増に寄与していると認識しております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 外国人の方が定住していただくことも人口増につながるという答弁ですね。私も先般の6月号の広報きたひろしまの表紙の写真には、ベトナム人とのハーフのかわいい赤ちゃんが写ってました。もう日本もアメリカ並みのいろんな人種、国際色豊かな国になっていかないと、もう人口の減少に歯止めはかけられない。やはりうちの町もそういった国際色豊かな町になっていくことが自然な流れになるんじゃないかと思えます。外国人が入られることで、ちょっと抵抗持つ方もおられると思いますが、これは、時代の流れの中で、自然となじんでいくと、そういうふうに思いますので、日本語になかなかなじまないという意見もいただいておりますが、やはり住めば都で日本語が上手になってくる。やはりうちの町に外国人の人が、いい町だから住んでくれるという、その大きな流れも必要になってくるんじゃないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議員の資料にもございますとおり、500人近い外国人の方が現在町内に居住されているということを考えますと、人数的にもかなりの方がいらっしゃるということで、生活のスタイル様々ございますけども、我々町内に住む者も心を広く持って外国人の方を受け入れたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） それでは4番目の質問いたします。これまで住宅新築補助金制度というのがあったんですが、今年度からこれが廃止されました。この住宅新築補助金制度、私は非常にいい制度だと思って、当初は、町内での移動で建てることはできなかったものを何とかお願いして、町内の移動で住むことによって、新築するにも適用してくださいということで、それも可能になりましたが、これ廃止になった理由、今までの成果と併せてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 新規定住促進対策事業補助金制度は、北広島町に新規定住する者、または北広島町に居住している者が新築・増改築、住宅を購入する場合に、その経費の一部を助成することにより、新規定住者の促進及び転出抑制を図る目的として、平成18年度から令和3年度まで実施いたしました。この補助金を利用した定住者は合計で556件、1272人、うちU・Iターン者は174件、502人でございます。また、地域の経済を活性化を支援する目的として、補助金の交付を地域通貨で行っております。制度廃止に至った経緯は、定住促進、地域経済の活性化に一定の効果はあったものの、申請者のうちU・Iターン者からの申請は、制度開始当初から年ごとの件数は伸び悩んでいる状況であるとか、国等の住宅に係る補助金や住宅ローン減税といった制度が充実していることから、令和4年3月末をもって廃

止させていただきました。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） これまでの成果556件、1272人の方が恩恵を受けてますよね。556件のうち全てが新築ではないにしても、かなりの家が建ってるんです。経済が一番下降になった時に、一番戻すのが、有効なのが住宅建築なんです。なぜならば、住宅建築には関わる業種がすごくあります。最低でも20種ぐらいの職種の方が関わらないと家というのは建たない。そうした意味においては、この住宅建築補助金があるおかげで、町内の工務店や建設業者、建設関連業者の方がかなりの恩恵を受けている。これが、この後の空き家活用定住促進事業にも質問するんですが、これにとってかわって、どれだけの効果が出てくるかというのは疑問です。空き家を買って改修するというのは、恐らく大方の方がIターンですよ。Uターン者は、やはり自分の家があれば改修する、古くなったんなら建て替えようという感じですから、空き家を買ってまでというUターン者は恐らく数少ないと思われまます。そうした意味で、今まであった住宅新築補助金制度、改正を私が望んだ時に多くの方が、芸北なら、千代田地域の住宅、アパートに住んでた人が芸北に帰って家を建てるといふ思いなら、それにも補助金あげてくださいやという思いだったんですが、その逆転現象が起きてるんですよ。千代田地域に生活の仕事があると、千代田の中心部に家建てちゃうんですよ。こういった方が増えている。これは、定住はしてくれても芸北地域にとってはマイナスなんですよ。そういった意味で、芸北の人口が減っても北広島町の人口は減らないよと。そういった現象が起きているところもあると思います。そういった意味で住宅の新築補助金制度、私は、今年1年、この空き家対策の予算を組んでありますが、これ恐らくいい効果が出ないのならば、復活する必要があると思います。もし、もしものことを言っははいけないんですが、この後、空き家活用の事業についても聞きますので、復活も視野に入れてほしい。その考えをお聞きします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 復活ということでございますけども、今年度別の角度から、空き家の増改築に助成をしようという制度を立ち上げました。こういった制度の結果と言いますか、事業効果も検証しながら、必要に応じて古い制度も視野に入れながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） それでは次に空き家活用定住促進事業のことについてお聞きします。今年度から始まりました制度、どのようなPRをされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 空き家活用定住促進事業補助金の実施に当たり、空き家情報バンク登録物件の購入希望者への情報提供をはじめ町広報、ホームページへ掲載しており、北広島町への転入者には、本庁及び支所窓口で町が実施している補助制度や支援制度を掲載した定住サポート一覧を交付して紹介をさせていただいております。また北広島町商工会事務局へ制度説明を行い、商工会から建築関連事業者に制度の周知をお願いさせていただいております。空き家活用定住促進事業補助金は、空き家の増改築費用の一部を助成することで、空き家の有効活用と定住促進を図ることを目的としております。利用条件としましては、交付対象者は、北広島町空き家情報バンクに登録済みの物件の購入者で、交付申請時49歳以下の者としております。対象事業は、居住するために必要な空き家の改修工事で、購入費用は含みません。ま

た、施工業者は、町内の建築関連業者とさせていただいております。補助金の額は、補助対象工事費100万円以上で、対象工事費の3分の1、上限100万円というふうにさせていただいております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 積極的なPRをして、この空き家活用定住促進事業を有効活用してもらいたいんだけど、空き家バンクに登録している件数が、今どのくらいあるのか知らんのんですが、なかなか芸北地域で空き家登録バンクしてもなかなか入り手がない。この間、八幡地区に60歳定年を超えて、この地域で、自然豊かな所で私は余生を送りたいという夫婦が空き家バンクを購入してこられました。浄化槽も設置してほしいということで、浄化槽の申請、私手続したんですが、中の改修の費用が出るかどうか、ちょっと今検討中なのでということで確認したら、49歳以下ということに決まったそうなんですが、この49歳以下という年齢制限はどのように考えられた制度でしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 空き家バンク登録物件の購入者で、従前の建築補助を利用した申請者のうち、49歳以下が全体の約8割だったため、この49歳というのを一定の年齢制限として設けさせていただきました。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 若い人が定住してくれることが望ましいのは望ましいんですが、こうした退職して定年を迎えられた方が、やっぱり美しい自然といい環境の中で余生を送りたいという方が、私は多く定住してもらうことも人口増加にもつながるし、その地域の活力にもなっていくと思うんです。ちょっと一考願いたいです。件数的に見て、これからどうなるか分かりませんが、そんなにはないですよ。その中の補助条件を見させていただいたら、地域コミュニティー活動に積極的に参加することをうたっております。これ2年ぐらいの猶予を設けると、これをうたってしまうと拒否反応が出るんですよ。若い人に帰ってくるという話を聞いた時に、その友人やら知人は必ず言うんですよ。帰ってくるならいいが、腹を決めて帰ってこいと。まず、地域活動に参加せにゃいけん、役員はなる、PTAの役員もせにゃいかん、消防団にも当然入らにゃいかん、神楽団の加入はまた別としましても、何もかも押しつけられてくるんですよ。私が帰った時にも、いきなり帰ったら、消防のはっぴが玄関に来てから、あんた帰ってきたんで消防団に入らにゃいけんで、それは、ああいう押しつけをしちゃ私はいけないと思う。やはり2年ぐらい、帰って、その地域の環境になじみながら、そうした中で、コミュニティーにも参加して欲しいとかいうような仕方をせんと、こういうことを義務づけたら、私は余り好ましくないと思うんですが、どうですか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 当初の質問でもございましたとおり、各集落、地域は、担い手の方が不足しているというのが最も大きな課題というふうに結果が出ております。この制度によって、担い手になることを強制するというものではございませんけども、そういった地域にニーズがあるということもご考慮していただいて、ご協力していただければというふうに思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） できるだけその地域の住民の方も協力的に、1年、2年はこの地域の活動



見て下さいよというふうな柔らかい柔軟な対応、私は求められると思います。次の質問に移らせていただきます。このUターン補助金制度というのがあるんですが、この制度、これどのぐらい周知されているのか。また十分な、Uターン補助制度で効果があったんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） Uターン奨励金につきましても、空き家活用定住促進事業補助金の周知と同様に、町広報、ホームページ、役場窓口での紹介を行わせていただいております。効果につきましても、令和3年度は11件申請され、23名の方が転入につながっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 令和3年度、昨年11件の23人の方が申請されたということですね。これ申請制度ですよ。同僚議員が帰った時に、この制度は全然窓口でも説明されなかったし、気づいた時に行った時に、1年過ぎてから認められなかったという、こういう例もあるわけですよ。やはり窓口で、この人Uターンになったんだということが分かるはずですから、そして、こういう制度がありますよって。申請されたら単身者5万円、世帯だったら10万円、その世帯の子どもさんが小学生以下だったら、1人当たり5万円がついてくるんですよ。この5万円、小学生以下の子どもが2人いて、世帯で帰れば20万、結構な額ですが、言わなかったら出さないというようなことじゃいかんでしょう、お帰りなさいですよ。よく帰ってきてくれました。Uターン者にはこういう制度がありますよと、窓口でしてあげる、これが親切な行政じゃないですか。そういった例があったということを出しましたから、これ恐らく11件の23人ですけど、申請してない方もおられる可能性もある、知らなくて。そういったことがないように、窓口サービスはしてほしいと思うんですが、副町長いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 定住施策につきましても、これまでいろんな質問をいただきました。いろんな取組をしている中で、なかなか効果的などいいますか、しっかりした動機づけとなる制度が見つからない、これやれば進むんだというのなかなか決め手がないというのが実情でございます。いろんな仕組みを作りながら、それに取り組んでいるところであります。今ご指摘のありましたUターン補助金制度、これにつきましてもその一つではありますけども、やはり周知をしっかりとしていく、しっかりと活用していただく、できるだけ動機づけになるようなものにしていくということが必要でありますので、ご指摘のありました周知という部分については、しっかりとやっていく必要があるかと思っております。このUターン補助金制度の周知につきましても、受付窓口のほうにこのパンフレット、あるいはポスター貼ったりして周知もしてきたこともありますけども、なかなか伝えきれない部分がありますので、これに限らず、分かりやすいものを作って、こういうものがありますよというふうなお知らせをしていくように、これから気をつけて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 前向きで努力するという答弁いただきましたので、次に移らせていただきたいと思っております。町内の高卒の方が町内の企業に就職する、そうした時に支援というか、町長はじめ教育長と会食をされたり、お祝いをされるというのは聞いたんですが、お祝い金とかいうのは出ていないということですが、こういった町内の企業へ町内の高卒生が就職する。私は、

大卒、町外に出ていった大卒者の方が町内に帰ってきて企業いろんな所に就職された時に、ある程度の支援というのがあって私はしかるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（中川克也） 町内就職への支援ということでございますけれども、金銭的な支援ということでは、これまで行っておりませんし、今後ちょっと検討するというふうには思っておりますが、町では、これまで町内企業、それから商工会との共同によります北広島町産業フェアの開催や千代田高校や加計高校芸北分校の2年生を対象といたしました町内企業見学を実施して、町内の企業の紹介を行うなど、新卒者の町内就職に向けての支援として、就職、就労に係る情報提供の充実へ取り組んできております。令和3年度末、昨年度末には、これまで冊子を作成して紹介をしていました企業ガイドにつきまして、インターネットでご覧をいただけますウェブ化をしております。これは、いつでもどこでも閲覧できる利便性と、随時更新機能を兼ね備えた上で、本町への就職を希望される町内外の学生の皆さんに向けて最新の情報が発信できるツールとして整備をしたものでございます。今後の対策といたしましては、広島県が今年度、令和4年度の施策として実施されます若年者就職対策事業などと連携をして、職場体験やインターンシップの実施について、企業への働きかけを行うなどの取組を進めてまいります。県や関係機関と連携・協力して、町内企業の情報発信など、さらに充実させて、新卒者の町内就職者の支援ということで行うよう考えてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 就職が決まって、いろんな必要なものが出てきますよね。当然洋服やらスーツやら、いろんなもの、身につけるもの、また通勤に自転車、バイク、また乗用車も要るようになるかもしれない。これの1人当たり5万円、場合によっては、私は10万円出しても、住んでいただいたら、町民税やいろんなことや経済効果で、そんなもの1年ですぐ戻ってきますよ。そして、この人たちは世帯を持つ、そういったことによって人口増える、子どもがまた生まれたりする。やはりここの町に就職した人を大事にする。支援していくということに私はお金出すこと賛成ですよ。そういったこと、ぜひともこれから施策に入れてほしい。ぜひ検討事項として、来年度予算に組み込むんだというぐらいな、ずうっととってみたら、高卒者の町内就職者って、この5年間の平均見たら、大体12人ぐらいなんですよ。いいじゃないですか。50万円、100万円出したって。この町に活力が生まれるわけですから。ぜひとも来年度予算に組み込むことを期待しておきます。それでは次に、婚活に対してのこれからの新たな取組と支援策についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） これまで町の施策としまして、出会いの場を確保する観点から、婚活イベント事業を実施する団体に対しまして支援を行ってきております。ここ2年は、コロナ禍のため開催されませんでした。今年度は開催に向けて準備されていると聞いております。また、新たな取組につきましては、これまでマッチングアプリの導入や結婚サポート事業などの施策を検討してまいりましたが、多額の費用を伴うことや他市町の検証結果を勘案すると、実施には至っておりません。しかしながら、結婚支援につきましては、少子化対策の重要な1つの施策でもありますので、今後も研究、調査してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 今朝のテレビや新聞報道で驚くべき実態が公表されました。20代男性、

独身の39%がデート未経験、配偶者、恋人なし65%という、驚くべき数字ですよ、これ。縁をつくりたくてもつけれない、つくろうともしないという、これは新聞報道ですが、やはり縁をつかってあげる努力も行政がそれを手伝うというのがどうかという問題もあるかもしれませんが、商工会等青年部を中心として、ぜひともこういった婚活支援はしっかり行っていただきたいと強くここで要望しておきます。人口減少の問題、これは自治体が幾ら努力しても限界があると私は思います。やはりこれは国策で取り組むべきです。フランスがこの1世紀かけて、約100年かけて人口減少に歯止めをかけました。内容的には、家族給付の水準がすごく手厚いのと、第3子以降を持つ家庭にすごく有利な仕組みをつくってます。やはりこれからは、こういった現金給付、悪くはありません。でもこれは自治体とかがやるにも限界があります。うちのように財政が厳しいところに、1子目に50万円、2子目に100万円とか、3子目は300万円とかいうようなことはできない。ただ豊かな企業はやってるところもあるわけですよ。それだけ企業も労働力不足を将来は不安視しているわけですから。これは国策で取り組む、自治体としてできることは最大限、ともに知恵を絞ってやらなくちゃいけないと、このように私は考えます。最後の質問なんですけど、こうした財政補填に私は行政区の再編と区長手当の見直しというのも一考すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 行政区は、旧町以前の時代から地理地勢やそこに住む人々の生活、共同活動、つながりの中で醸成されてきた集落組織を基盤としておりまして、この区分について、行政主導で再編するという事はなじまないと考えております。地元から相談がありましたら、状況をしっかりとお聞かせいただきまして対応してまいりたいと考えております。それから区長手当については、決して高額な報酬であるというふうには捉えておりませんので、減額などの見直しについては慎重に考えてまいらなければならないというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 宮本議員。

○11番（宮本裕之） 私ちょっと県のほうに問い合わせてみたら、この行政区制度をしいているのは23の自治体の中で、恐らくうちだけだというふうに聞いたんですが、間違っていたら訂正してください。行政区制度は私は悪いとは言いません。ただ、そのあり方については、20年近くたつなら検討していくべきだと。豊平地域、合併前に100ぐらいあった大小の集落を旧小学校区単位の13の行政区に再編して入ったわけです。すごい努力ですよ、これ。これは旧町長の前田さんが指令して、やれということで動いてやったことですから、できないことはないんですが、私は、やはり行政区はもう旧小学校区単位ぐらいな区でいいんじゃないかと。あとの下の班でいいんですよ。行政区長手当の問題もあるんですが、そうすると、30ぐらいの行政区になれば、10万円出しても300万円です。それは極端な発想ですけど、やはり行政区制度、今後の見直しも必要と私は思います。これは行政が主導せんと、なかなか行政区から脱して、うちは合併しますというわけにいかんと思います。人口減少のことも含めて、最後町長に、この人口減少対策に取り組む姿勢というのを、意気込みをお聞かせいただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 人口減少、日本全体でもそういう方向に進んでおるわけでありましたが、農村地域では大きな課題であるというふうに思っています。若者を中心に田園回帰傾向が増大しているという話は聞きますけども、まだまだ具体的に本町でそういう傾向というのは顕著には表

れてないと思います。ただ、サテライトオフィス事業等、手を上げて入ってきてくれるような企業も出てきつつあるということで、流れは少し変わってきたのかなというような気もしています。そうしたところもしっかり取り入れながら、今後進めていきたいというふうに思いますし、現実問題、一番はやはりUターン、ここ北広島町で育った子どもたちが将来北広島町に戻ってくれるというのが一番現実的なことだというふうに思っておりますし、今、北広島ふるさと夢プロジェクトというのを小学校、中学校で行ってもらっていますけども、これらももっと効果が出るようなやり方がないか等も模索しながら進めていきたいというふうに思っています。いずれにしても、人口減少というのは、なかなか努力はしても避けて通れない部分もあると思います。そうした中でも、持続可能な地域をつくっていくということも一つの視野に入れて進めていかなければならないというふうに考えております。いずれにしましても、これから将来に向けて、そういったことを検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊 俊文） これで宮本議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。11時5分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 54分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。宮本議員。

○11番（宮本裕之） 先ほど一般質問の内容で、ちょっと誤りがありましたので訂正いたします。イーロン・マスク氏の会社をアメリカテラス社と言いましたが、正しくはテスラ社でございます。訂正していただきたいと思います。

○議長（湊俊文） それでは1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。行政サービスのあり方を考えるというテーマで質問してまいります。今回、私がこのテーマを取り上げようと思ったきっかけになった出来事を2点ほど上げてみたいと思います。まず、1点目は、5年前の北広島町火葬場整備に伴う住民説明会でありました。これは、私が議員になって最初の年に火葬場を統合整理しようという話が上がってきたわけでありますけども、その時の住民説明会の中で、住民の方から、こんな話がありました。町が合併してから、行政サービスにおいて周辺地域は常に切り捨てられていると、そういう思いがするという話でありました。だんだんと不便になっていく、そういう感じを持っておられる。そういう感情が住民の方にある。それからまた今回、今定例議会においても議案に出されております北広島町八幡出張所及び同美和出張所の閉所の問題でありますけども、様々な町を運営していく町行政の観点から、致し方ない出来事というのはあるわけでありますけども、そこに対して、納得のできる行政の動きがあれば、それはそれで理解できるという、その辺のところのせめぎ合いみたいなところがあるんじゃないかと思うんですけども、いずれにしても、この町に住んで自分は幸せだなというふうに感じられる、そういう町民の皆様の幸福度

といえますか、そのような満足度、それをいかに高めていくかということが行政には求められているんじゃないかなというふうに思います。さて、行政サービスとは、まず、ここから入っていきますけども、官公庁や地方自治体などが国民や住民に提供する各種サービスであります。戸籍などの手続、年金、子育て支援、福祉、ごみ処理や公共施設の運営など、様々な面において行政が提供しているサービス全般のことを行政サービスと言います。これを簡単に分かりやすく言えば、私たちの暮らしが便利になるように税金を使って国や地方自治体が行うサービスであるというふうに言えると思います。このように、生活のあらゆる場面で当たり前のように感じて利用しているサービスであります。地方自治体ごとの事情によって、その内容にはかなり差があります。見方を変えれば、我が町の事情や特性に合わせて特別メニューの行政サービスがあっても良いのではないかと、こういうふうに思うわけです。この点で質問をしてみたいです。まず、北広島町としての基本的な行政サービスのあり方というものを、方針であります。町長に確認してみたいと思います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 町民ファーストの視点、現場主義、職員が主体的に関わるを重点に置き、行政と町民が一体となり、全ての町民が豊かに暮らすことを目指しています。一方、人口減少、少子高齢社会が進展する中、持続可能なまちづくりを進めるためには、身の丈に合った財政運営を図っていくことも重要と考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 簡潔に表現していただきました。豊かに暮らすことを目指しながら、しかしながら持続可能な町でなければならないという、その辺をまた考えながらやっていく。その行政サービス、そういう方針で行政サービスをやっていっているという前提で、その上でお聞きしますが、中山間地域にあって、この広大な面積を有する北広島町であります。これが4町が合併してから行政機関のその中枢となる役場本庁と、それからもともとあった旧3町に役場支所というものが置かれていますけども、これはそれぞれどのような役割を持たせているのか。また、その機能は十分に果たしていると言えるかお伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 集約したほうがより効率的な業務は本庁に集約し、住民生活に身近な業務は支所に置いております。本庁は、行政サービス全体を統括する機能もございまして、支所は、窓口業務や地域課題を把握し、解決につなげる役割を持っております。支所で全ての行政サービスを完結することはなかなか難しいですが、本庁、支所間の連携を密にして対応していくように努めております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今の質問の後半ですけども、その機能は十分に果たしているとお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） それぞれ、支所は人数も限られておりますし、広範な業務を持っているということで、なかなか一人一人の分野も広いんでございますけども、そこら辺は、本庁と密接に関係を築いて良好な行政サービスが運営できるように努力をしているところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 努力はされているということではありますが、果たしているかどうかというこ

とについては言及はありませんでしたが、その点について、どうしても住民の感情との間で町行政側との気持ちの上でのずれがどうしてもあるような気がしてならないわけです。先ほど、最初の答弁にありましたように、支所は窓口業務ということでありますから、もし何かあった場合に、まず、近くの支所に行けば、役場に用事をしたい方の用事ができると。言いたいことは伝えられる、その回答も受けられるというのが支所の役割の一つだというふうに思いますけれども、それが往々にしてといたしますか、ときにうまくいってないことがあって、よくその声を聞くわけです。広いこの町内、役場まで行かにかいけんのか、支所があるんだから、支所で済むように事が進めばいいものという、聞いても返事がすぐに返ってこないという声があるわけですが、その辺について、どのように捉えられておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） そういった議員ご指摘の内容の声は、支所のほうからも、若干聞こえてきておる状況がございます。当分前に行ったんだけど、あの分はどうなったかねというようなこともございまして、そこら辺は、反省をしていかなければいけない点もあろうかと思えます。住民の要求の度合いも様々濃淡がございますので、すぐにみやすく解決できるものもあれば、結果的には解決に至らない、すぐに解決に至らないというものもございまして、そこら辺は見極めながら、できるだけ住民の満足度が得られるように今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そのようなことがあるということは承知しておられるという上で、それを改善する上で、人間同士のやりとりですから、放ったらかしというのは一番良くないと思うんです。タイムリーに、だめならだめ、こういう事情でこうなってるということがなるべく早く返していただければまた違うのかなというふうに思うんです。その点をまずご指摘しておきたいというふうに思うんですけれども。次の質問であります、町内各地に住んでおられる住民から、今の話と関連しますけれども、困り事とか意見、相談など挙がってきた場合に、どのように対処しているか、もう一度これをお聞きします。その上で、行政として、この点について心がけていることは何なのか、それに対する、先ほどと重なりますけれども、もう一度、それに対する住民の満足度というのをどのぐらいに感じておられるかというのを聞いてみたいと思えます。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 住民からの困り事や意見、相談などにつきましては、まずは担当する部署で対応するようにしております。必要に応じて複数、関係する部署であったり、上位機関、他市町などと情報共有や連携を図っております。心がけていることとしては、親切丁寧に、またできるだけ迅速に対応するよう努めております。満足度が得られているかどうかについては、住民個々にニーズも異なりますし、個別の事情がございまして、主観的なこととなりやすいため把握はとても難しいですけれども、住民の皆様の理解と協力を仰ぎながら、少しでも満足いただけるように取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） その辺のところの考え方というのは、やっぱり民間の企業に習うべきところもあるんじゃないかと思うんですけれども、住民の方の協力、理解を前提にしてというところを出される前に、精いっぱいできる限りこちらからの誠意というものが伝われば、それほどいろんな不満の思いは挙がってこないんじゃないかというふうに私は思います。その辺のところを

踏まえて、次、今度、個別の事案について質問してみたいと思います。町の集落支援員の活動状況、先ほどの同僚議員の質問の中にも集落支援員の話は出てきましたが、この集落支援員の活動状況の現状、それと今後の展望について、どのようになっているのかということについてお伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 現在4名の集落支援員を旧町単位に1名ずつ配置させていただいております。活動内容としましては、各地域協議会の事務局、空き家情報バンク登録物件の案内に暮らしアドバイザーと同行、そして地域の特性など情報提供させていただいております。また地域になじめるよう、移住後の移住者のアフターフォローも行っているところでございます。そのほか地域活性化につながる活動や地域の課題解決に向けた話し合いへ参加もさせていただいております。今後も地域活性化に向け、住民に寄り添い、地域の実情に応じた集落のあるべき姿を目指した取組を続けてまいります。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 現状4名ということで、それぞれの旧4町単位それぞれに配置されているということでもありますけども、この数について、今言われたような現状の活動内容においては、それで事足りてるということかもしれないんですけども、その辺についてもう少し、何か展開していく上で、実はもう少しマンパワーが欲しいとか、そういうことはないのでしょうか。お聞きしてみます。人数についてですね。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 集落支援員自体は、旧役場のOBを一応4名、1人ずつ旧町単位で配置させていただいておりますけども、それにプラスしまして地域おこし協力隊、こういった制度も設けております。人的にこの両者がタッグを組んで地域活動、地域のフォローに回りたいというふうに考えております。しかしながら、地域おこし協力隊につきましては、現在2地域にしか配置をしておりません。ほかの4地域も配置できるように検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 地域おこし協力隊と合わせて活動しておられる。それぞれの集落支援員の方々には本当に頑張っているというふうに思います。そこは敬意を表したいと思いますが、いかんせん、町内の集落の数というのは減少傾向にあって、消滅の危機に瀕する集落がたくさんあるという話もありましたけども、現状たくさんあるわけです。それぞれの地域、それぞれの集落で抱えている課題、問題、困り事、いろいろそれぞれ事情も異なります。そういうところまで踏み込んでいこうとしたら、果たして今この人数でいいのか。今のやり方ならいかかもしれませんけども、もっと前向きに考えた場合に本当にその問題点、課題点を解決するために取り組んでいこうとすると、もう少しやり方、考え方、この集落支援員の皆さんの働き方といいますか、活動の仕方というのは考えてもいいんじゃないかと思うんですけども、その辺、今後に向けて思いがありましたら、お伺いしたいんですが。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 町域は大変広うございまして、旧町単位で分けてもなかなか1人の支援員さんでフォローするというのは厳しいかと思っております。そのほかの人的な支援も含めまして、なるべく広範囲に行き届くように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そのほかの人的支援も含めて総合的に考える、先ほども話が出ました地域おこし協力隊もその中に入ると思うんですけども、これもやっぱりこれだけたくさんある地域をそれぞれの特色を生かしながら活性化していく、何とか消滅しないようにするにはどうしたらいいかということを考えていこうと思ったら、今2人しかいない地域おこし協力隊をこれとまた違う観点から、何かに特化した協力隊員というものを募集して、そこに集中して地域を盛り上げていく。維持していくために活動していくというようなことを柔軟に幅広く活用していく。あるいはこういうのもあります。JICAの海外協力隊の帰国隊員という、こういう人材を活用するとか、町の中で、なかなかその人材見つからない中であって、また外部からのそういう使える、お金も人も使ってやっていくという、そういう手段は考えておられないか、お聞きします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 外部の専門家として、国の地域力創造アドバイザーといったような制度がございます。当町では、寺本英仁氏をまちづくり会社はなえーのアドバイザーとして招聘をさせていただいております。そのほかに同じく金平京子氏をシニア観光アドバイザーとして招聘もさせていただいております。人数的には、今のところ2名ではございますけれども、こういった外部の専門家、知識を豊富に持たれているアドバイザーというのも町へ導入していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今お話がありました地域力創造アドバイザー、それからもう一方のアドバイザー、金平アドバイザー、このアドバイザーの方のお一人の方とお話する中で出てきた話が、先ほどの地域おこし協力隊をもっと使ったらどうかというお話があって、それも手だろうと思うわけです。こういうことがあったということもお伝えしておいて、柔軟に考えていただければというふうに思います。もう一度、地域おこし協力隊の増員ということは今後考えられるのか。検討してみるというふうに思われるかどうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 地域おこし協力隊の活用は、一つ的手段として地域対策に有効というふうに考えております。しかしながら、先ほど議員おっしゃったように、ある程度のテーマを絞って地域課題をある程度明確にして、役割を担っていただくという考え方も非常に大事でございます。そういったところも総合的に考えながら、協力隊の活用については考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今の答弁は、地域課題を絞ってという、もっともな答弁だというふうに思います。その地域課題を絞るということも、今の現実の集落の住んでいる人にとっては、それがなかなか出てこない、それを出すということ自体もなかなか難しいというところから、それを出すのを地域おこし協力隊、あるいはそれ以外の人材を使ってやってみたらどうかという、こういう話であります。そういうことをお伝えして、次の質問に移ります。昨今の社会状況を踏まえて、防犯カメラということについて、行政として取れる防犯対策の中で、この防犯カメラの設置については、どういうふうを考えておられるか、町の考え方を伺います。その現状と課題はどうか、それも併せてお願いします。



○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 防犯カメラを設置することで犯罪の未然防止、それから起きた時の犯罪の解決へ貢献することによりまして、町民の安全安心な暮らしの実現に寄与できるものと考えております。また、防犯カメラ設置運用規程を平成30年2月に制定し、個人情報画像の適正な管理も行っております。現在、町が設置あるいは関与している防犯カメラは、町内に道の駅舞ロードIC千代田に13か所、それから廃棄物不法投棄の防止対策のために3か所、それから山県警察署、山県交通安全協会と協議の上で防犯効果が高いと見込まれる4か所、道路上でございますけども、に防犯カメラを設置しております。盗難や不法投棄、交通事故などの解決に資するため、要請に応じて山県警察署に画像の提供をしております。課題といたしましては、カメラをリースで設置しているものもありまして、その費用負担、それから画像の確認を行うために現地まで赴く必要があることなどが上げられます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 今言われた13、3、4ですから、ちょうど20か所ということになるんですけども、この運用していることにおいて、町として、それは足りてるといふふうにお考えでしょうか、それとももっと必要だといふふうにお考えでしょうか。現状の使われ方についてお伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 数が充足しているかどうかというところは検証が必要かとは思いますが、道の駅舞ロードIC千代田も店内を写すものもございまして、大半は、屋外を写すものにしておりまして、どうしても不特定多数の者が集まる場所ということで、そういった防犯カメラが必要だという所で設置がなされているものでございます。先ほどの答弁の後半でも申しましたように、山県警察署とか交通安全協会等とも連携して、どうしても必要な犯罪抑制の必要性が高い所は必要に応じて設置をしていかなければならないものと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 余りカメラがたくさんあり過ぎても監視社会になってもどうかというのは、私も個人的には思います。ただ防犯上、山県警察署と連携しながら運用していくということは必要だろうと思います。現状についてお伺いしました。次の質問です。災害への備えとして、令和3年1月に北広島町国土強靱化地域計画が策定されたところでありますけども、情報通信手段を確保する観点、その災害の時に、これは通常の時ではなくて、災害時停電が起きた、その停電が長引いた、そういう時にスマホの充電もできないぐらいになった場合には、どうやって情報を入手するか、それにはラジオから情報を入手するということが有効であるということは従前から言われております。この件については、過去2回ほど質問させていただいておりますけども、前回の危機管理課長の答弁の最後のほうで、今言ったように、最後の情報入手手段としてラジオが有効な手段であると、これは明確である。町としては、情報発信の技術革新を見極めながら、ラジオの有効性と、またその他の方法でも情報が有効に届くように研究しますという答弁、そしてまた今後もラジオ受信障害解消について、放送事業者に対して検討してまいりますという答弁がありましたので、その後の取組について、現状お伝え願います。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） ラジオの難聴地域の解消に特化した事業というのは本町では行っておられないわけですけども、4月にちゅピCOMに移行しました。それよりも前に行っていたきたひ

ろネットは、高速通信網の整備のみならず、テレビ・ラジオの難視聴地域の解消、防災や行政情報の住民への伝達手段の構築へ向けた取組でございました。災害情報の伝達については、ちゅピCOMでも継続して行っております音声告知放送をはじめ町のホームページ、SNS、データ放送、テレビ・ラジオなど多様な手段での配信に努めてまいりました。FTTH化事業により、超高速光通信網を備えることとなりまして、さらにその優位性が高まることとなりました。多種多様な手段を組み合わせて、今後とも住民の皆さんに確実に迅速に伝達していくことが重要であると考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 特にラジオのことについては、特に進展はないということによろしいですか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） ラジオにはAM波とFM波があるんですけれども、AMラジオは、いずれこの世からなくなるというふう聞いておまして、RCCでは2028年秋までにAM波をやめてFM局になるということを目指して取り組んでおられます。これは2021年6月にRCCを含めた全国44のAM局が既に公表しております。RCCでは2015年からワイドFMの整備を進めておられまして、現在広島市、福山市、三原市久井町、三次市、東広島市の5局に設置をしておまして、受信できるカバー率では76万世帯、約63%の県民の方が聴取できるというふうになっております。ですので、いずれAM局がなくなるということに鑑みれば、本町でもワイドFMが聴ける時代がやがてやってくるということですので、AMよりもFMのほうがよりクリアな音声で聴けるということで、そこに期待をしておるところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 時代の流れの中で、そういうふうになっていくだろうと、そこに期待をしているということでもありますので、そこは見守っていくしかないかなというふうに思いますが、いずれにしても大切な、災害の時の、もしかという時に備えるということは大切であるというふうに思っていますので、そういう観点で、常に取り組んでいただければというふうに思います。次の質問であります。町内55か所に防災情報ステーションに設置されている防災Wi-Fiについてであります。昨年12月の時点で整備後約7年が経過していて、近い将来に更新が必要であるというふうな総務課長の答弁がありました。その計画はどうなっているかということについてお伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議員ご質問の中にもございましたように、機器、設備の老朽化、それから光高速通信への対応などの必要性から、このまま使い続けることはできないということでもございまして、本年度、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用して再構築を図ってまいります。災害時における避難場所での通信手段としての整備に加えて、平時においても施設利用者や観光客などが使いやすい構築となるよう、現在協議中ではございまして、そういったこととなるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 国の交付金を使ってやっていくという方向で、具体的にいつ頃、その辺が具体的に変わってくるかということお聞きできますでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 令和4年度中には整備を完了する予定でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 更新が完了するという事によろしいですか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） はい、整備して運用を始めるのが令和4年度末を目指しております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） その点、了承いたしました。次、子育て支援についての質問に移ります。

少子化の問題、先ほども同僚議員からいろいろな観点からの質問がありましたけれども、重なる部分もあるかと思いますが、最近のニュースで知ったんであります、世羅町で、2018年といいますから、4年ほど前でしょうか、一部の中学校への通学にスクールタクシーを導入していたと。それが今年度、町内ほかの中学校にも導入する検討を始めたというような話が出ております。スクールバスではなくてスクールタクシーという話でありまして、そういうこともあるのかというふうに思いました。我が町においても、人口減少というのは、少子化の問題と、この人口減少と相まって、先ほども話ありましたけれども、国全体の問題であります。そういう中で、実態として教育環境を維持していくというのが実際困難な事態が起きてきているという状況です。例えばですけども、路線バスが使えないことで、通学の手段がなくて、進学したい高校へ自宅から通学できない、それを諦めないといけないという、その現実があるということも聞いておりますが、こういったところに対する町としての支援策というのは何か考えておられることがありましたら、お願いします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 子育て支援に関する通学バス体系ということでございますけれども、本町小・中学生のバス通学につきましては、一定距離を超える児童生徒について通学定期券を支給し、町営、あるいは民間のバスにより登下校に支障のないよう運行体制を整えております。議員ご指摘の高等学校につきましても、町内2県立学校への登下校に合わせた路線バス体系を確保しておりますが、クラブ活動で遅くなる場合などへの対応は難しい状況でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 現状できる範囲でといいますか、今現状できるところはやっているということだろうと思います。これも予算との絡み合いだとか、あるいは運行业者のこともありますし、いろいろな面から、それは難しいことはあるとは思いますが、ここもその時代時代に合っているか、これからに合わせて柔軟にこれもやっぱり対応していく必要があると思いますので、引き続きそこは町としても考えていただきたいというふうに思っております。もう一つの観点でありますけれども、少子化問題の解決法として、これは民間、先ほど同僚議員の質問の中で出てきました話がありまして、ある大手企業の話であります。これは非常に特徴的な福利厚生の話でありますけれども、1年以上その会社に勤続している社員は、子どもを出産した時の祝い金が第1子が5万円、第2子が10万円、第3子が生まれた時には100万円を会社が出しているという、さらに第4子は300万円、第5子になれば500万円、5人子どもを生んだら、一体いくらもらえるのかという話であります、そのぐらい手厚い福利厚生をして、子どもを生みやすい環境を整えているという話があります。これをそっくりそのままやれという話ではないんですけども、こういったふうに子どもが多い家庭に対して手当てをしていくということが一つの少子化を克服する手段にもなるのではないかなというふうに考えるわけですが

も、抜本的に出生数の向上や結婚、家族形成を直接的に支援する施策というものをほかの自治体がやっているのと同じようなものではなくて、やっぱりそこはすごく注目度を集めながら、実質それがかなう、そしてその結果、町に入る町民税なり、様々なところからの資金的にも十分にペイできるというような、それこそ持続可能な社会、仕組みをつくっていくという、こういう政策を北広島町の子育て支援の柱として提案してみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 町としましては出生率を上げるためには、若い世代が安心し、結婚し、子どもを生み育てていけると希望が持てるよう、家庭、子育てと仕事を両立できる環境が必要であると考えております。また、同時に経済的な安定が得られる就業機会、生活環境も必要であると考えております。よって、結婚、家族形成を直接的に支援する結婚祝い金や出産祝い金などの給付金につきましては、これまで多くの自治体で実施をされておりますが、少子化対策に大きな効果が上がっているとは言えない状況でございます。こうしたことから、本町におきましては、現在のところ実施は考えておりません。しかしながら、この少子化問題は全国的に取り組むべき大きな課題でございます。定住を促進し、出生率を上げ、人口減少を防ぐため、働き方改革の取組、子育て支援、産業振興など多方面にわたり官民一体となって進めることが重要であると考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 先ほども言いましたけども、ありきたりの方法、ほかでやっているということもありましたが、そういう方法ではなかなか難しいというのは現実である。それは、今は考えてないけども、官民一体となって総合的に考えていこうというふうにされているということですが、そこをさらに踏み込んで、この行政サービスという観点をもう一度見直してと言いますか、考え方の原点に戻って、表面的なことではなくて、根本的にどうなのかということまで掘り下げた深い検討が必要じゃないかなというふうに思うわけです。ちょっとうまく具体的に話ができなくてあれですが、そういう思い、決意をどんなふうに持っておられるかということ、最初に町長にお答えしていただけなかったのも、ここまでの答弁を含めて町長の思いをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 少しピントが外れるかもしれませんが、少子化対策は非常に重要なことでもありますけども、こうすればこう解決するという決め手がなかなか見つからないというような気がしております。私らの世代が考えても、なかなかこの解決策は見いだせないのかなというふうに思ってますし、若い人たちを中心にいろいろ検討も多少してもらった時期もあるんですけども、やっぱり個々で考え方が違うというようなところもあって、なかなか全体的に、こうすればこうなるというようなことは難しい局面だと思ってますが、何もしないということではいけないと思ってますし、その辺は、これからもさらに研究をしていく必要はあるというふうに思っています。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 研究が必要ですね。今日のテーマであります行政サービスのあり方ということについて、実はこれ5年前の質問の中で、これは火葬場の質問の時に、当時の町民課長が答弁された話の中で、今後人口減少が見込まれる中で、財政負担の軽減の面からも全町の公共施設の見直しが必要ということでもありますと、また、全町的な視点から、行政サービスのあり方

についてもチェックし、見直しを実施しているところでございますと。常に行政としては、そういうことを考えながらやっておられるんだと思います。この点についての町長の思いを最後にお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 行政サービスにつきましても、これまでと同じやり方で、ずっと継続していくというのはなかなか困難だというふうに思っています。ある程度は住民の皆さんにもご理解もいただかなければならない点もあると思いますが、デジタル化であったり、いろんな科学技術の進歩も取り入れながら、これから将来に向けてのサービス、どういうサービスがいいのかというのを検討していく必要はあるというふうに思っていますし、持続可能なまちづくりを考えていく際には、やはりどうしても避けて通れないことだというふうに思います。集落の問題につきましても、今までと同じやり方で同じ行事を全部続けていけるかと言うと、なかなかそうもいかない部分も出てくると思っています。これまでと同様にずっと続けられれば一番良いと思いますけども、そういうこともこれから将来に向かっては、いろいろ議論もしていかなざるを得ない問題ではないかというふうに思っているところであります。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 私もいろいろ質問してまいりましたけども、これも、今町長が申されましたように、これからの時代というのは、本当にこれまでとは全く違った次元に入っていくんだろうというふうに思います。そういう点では、行政にばかりやってくれやってくれではなくて、町民としても、また、私たちも含め一緒になって、それこそ官民学、よく言われますけども、みんなが一緒になって考えていく必要があるなというふうに思っております。以上で、私の質問終わります。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。午後1時までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 57分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き、一般質問を行います。5番、佐々木議員の発言を許します。

○5番（佐々木正之） さきに通告しておりました質問事項、交通環境の整備と移動に係る利便性の確保について質問をします。第2次長期総合計画の改訂版では、施策分野のVI、生活基盤の強化、強靱化の中に、施策VI-2、交通環境の整備と、移動に係る利便性の確保の政策の方向性として、広域道路網の整備促進と広域的なつながりやインターチェンジへのアクセス、本町の道路ネットワークの強化のため関係機関と連携し、一般国道、県道等の整備を促進するとあります。生活指数として、北広島町道路整備計画に基づく町道整備率は、令和2年度は72.

84%、令和8年度の目標値は74.00%、町内の公共交通の利用者数は、令和2年度23万9371人、令和8年度では22万人を維持することと目標に掲げておられます。そこで、以下の質問をいたします。まず最初に、町内をつなぐ広域道路網の整備促進については、どのようなようになっておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 広域道路網の整備促進について建設課からお答えいたします。広島県においては、広島県道路整備計画2021が策定されており、豊平地域の国道433号や北広島町から広島市安佐北区へ連絡する主要地方道安佐豊平芸北線の烏帽子地区、同じく安芸高田市への連絡する主要地方道千代田八千代線畑地区、また、大朝地域の主要地方道芸北大朝線鳴滝地区、芸北地域の国道186号の細見地区の歩道整備などを整備要望し、実施していただいております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 平成28年度から10年計画で、基本的に整備路線を道路整備に努めると書いてありました。前期はもう既に終わっておりますが、後期、令和3年から令和7年の見直しの検討についてはされておりますでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 現在、町の道路整備計画についてでございますけれども、度重なる連続した災害等により町財政を圧迫している状況から、継続中の路線以外は整備を凍結しております。当然学童の安全確保や地域間の連絡道路等を勘案し、今後も優先整備区間を整備しながら、整備を進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 町道は、全長が860km、そのうち舗装道路が746km、87%、歩道設置の延長は40kmと聞いておりますが、数字に間違いがあれば訂正をしてください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 後ほど確認してお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 後ほどお願いします。次に道路整備計画の中で、町道1級、2級とありますが、災害などに緊急時に避難として防災機能を発揮できる道路整備はなされているのでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 基本的には避難路となる緊急輸送道路としての1級、2級に関しては十分ではないにしても、ある程度の整備はできているものと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 了解をいたしました。次に、広島市北部の拠点である広島市安佐地区等へのアクセスの取組はどのようになっておりますでしょうか。特に新安佐市民病院が5月から開業しておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議員ご質問の内容につきましては、公共交通のアクセスと解釈させていただいてよろしいでしょうか。現在、新安佐市民病院への路線バスを御使ひのアクセスでございますけれども、芸北、豊平地域の方におかれましては、総企バスによる芸北安

芸亀山線、こちらが直接新安佐市民病院へ乗り入れをしております。大朝、千代田地域の方におかれましては、中国JRバスの広浜線、これにつきましては、可部上市において、広島交通の可部循環線に乗り継ぎをしていただいて、新安佐市民病院へたどり着くといったような経路になっております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 私も豊平地区なので、そのバスは時々見かけております。ただし、住民の方から、時刻表がどこで見たらいいのかとか、それから帰りの便が、向こうの駐車場が確保できていないので、どうにかならないのかというようなお話を聞きました。運行されている業者の方に聞きましたら、新車を今回導入してる、約2000万円ぐらいかかったんだろうと思います。それから帰りの時間は、向こうで待機する所がないということで、今の時間帯になっておりますが、そういう駐車場の対応とか、現状とか、そういうことはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 新安佐市民病院の前のロータリーは大変狭い状況というのをご覧になったかと思うんですけども、待機所につきましても大変限られております。他の場所への待機等も含めて、その辺は業者のほうで検討されるのではないかというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） なかなか、1日1便、それから週3回ということで、市民病院を利用される方は、車を持たれている方は車で行かれる、豊平からだったら20分もしくは30分で、そういう業者の広電とかバスを使うといくら早くても1時間ちょっとかかるということです。それから芸北から出てるバスに関しても病院まで行きますが、ほかのバスは、近くの上りとか付近で下車しなくてははいけない。そこからの行動は歩いていくか、タクシーを利用する。とても利用する上では不便だというふうな声を聞きます。できるだけ行政としても、改善を協力していただきたいと、こういうふうに思っております。答弁があれば、答弁がなければ結構です。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 公共交通のあり方、それから病院等へのアクセスにつきましては、交通会議等でもしっかり協議をして利便性の向上に努めたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に、町内の道路ネットワークの充実を掲げられていますが、具体策としては何を進められていらっしゃるでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 昨年8月豪雨において高速道路を含め、国道、県道が通行止めになったことから、緊急輸送道路網の強靱化を最重点課題として取り組んでおります。具体的には、昨年の全国の災害復旧促進大会において、町長自らご要望された浜田自動車道の全区間の4車線化、この春に一部区間で事業許可となりましたが、主要地方道の千代田八千代線、それから令和8年度春の開通予定の芸北広域農道の整備などがございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 私は、個人的なことを言ったらどうかと思うんですが、この質問書を出す

前に島根県の邑南町にちょっと出かけてまいりました。邑南町はいろんなことをやられてまして、感心することがあったんですけども、道路に関しても、20年ぐらい前は、広島県のほうが何か道路が良いよねという声をたくさん聞きました。ですけれども、今は20年たっておりますので、なかなか改良が進んでない所がたくさんあると思います。邑南町の布施に行きましたら、ちょうど山野草をやっている所があるんです。そこまでのアクセスは、非常に道もよく改良もされております。そういうことがありました。広島県内も道路整備、もう少し充実したものがあんじゃないかなというふうに感じております。ネットワークですが、一つ、千代田地域を拠点とした交通ネットワーク化というのが調べておりましたら出てまいりました。それで2つほどお聞きします。各地域間と近隣の市町と連携を深める幹線の道路や日常の暮らしを支える生活道路の効率的な整備を推進し、交通ネットワークの強化を図りますというふうに書いてございました。これに対しては、何か具体策はございますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどから申しておりますとおり、町内外をつなぐ主要な道路は、高速道路や国道及び県道でございます。まずもって、国及び県管理の各路線の強靱化を最優先課題として取り組まさせていただいている現状でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 公共交通網について、効率的で、柔軟な再編成と再整備というようなことをして利便性の高い生活の交通体系をつくりたいというふうにも書いてありましたが、同じような答えだろうと思いますので、次の質問にいかさせていただきます。安全で快適な道路環境と維持管理の充実とされておりますが、道路整備計画、長寿命化計画はどのように進められていらっしゃるのでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 町の道路整備計画は、先ほども申しましたとおり、現在、ほとんどの路線で凍結をさせていただいておりますが、先ほども申したとおり、学童の安全確保や地域間の連絡道路等を勘察し、今後も優先整備区間を精査しながら、整備を進めてまいりたいと思っております。また、橋梁やトンネルなどの道路施設については、5年ごとの点検が法定点検となっております。その点検結果に基づき、個別施設計画を計画しております。それに基づき、今後とも維持修繕等を実施してまいる予定でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 交通環境の整備ですが、1つは、歩行者等による安全通行の確保はどのようになっていますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 歩行者等の安全確保、これは道路交通法を遵守していただくというのが大前提ではございますけども、やはり白線の整備であるとかというのを限りある予算の中で、学童、児童の歩行状況を勘察しながら、毎年度予算の中で整備させていただいております。交通安全対策以外にも町道の維持修繕等においても白線の修繕等させていただいております。

以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 安全通行の確保の中で、ゾーン30というのがあります。これは最高時速30km以下で、地域内の規制を重要視していると言われておりますが、私は、町内で見える限



りは、壬生地区あたりがその対象にはなってるんじゃないかなと思います。それから、地域においては、一方通行とか大型自動車の禁止とか、時間内に対応するというところもあると思いますが、そういうお考えはございますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 道路の規制に関しては公安委員会の所管になりますけども、様々なところで協議させていただいて、今後とも安全確保について努めてまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 検討よろしくお願ひしますが、もう1つ、バリアフリー対策、その中で、バリアフリーに対応した信号機があるというふうにも聞いております。道路標識は、エスコートゾーンというような分かりやすい横断歩道があるというふうにも聞いております。そういうところも今の安全協会との連携で強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 他のところにもありましたように、児童に関しては交通安全プログラムという協議会がございます。これは広島県、警察、それから町、道路管理者、それから学校関係というふうな協議会がございますので、その場を通じて、県の公安委員会のほうに様々なご要望、道路安全確保に基づいてご要望させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 了解をしました。4番目の質問であります。聞きたいのはここでございます。生活交通の維持と確保について、地域の暮らしを支える交通手段を効率的かつ効果的に確保するというところで、関係機関、関係事業者と連携しながら、バス路線の再編やデマンドバスの活用、車両の効率化等としていますが、現状はどうでしょうか、お答えください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 北広島町の生活交通は、路線バス19路線と、ホープタクシー9エリアが運行しております。平成29年度に策定された北広島町地域公共交通再編計画に基づいて、路線バス、ホープタクシーの再編を行ってきました。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、今年度、町地域公共交通計画を策定いたします。今後は、新しい地域公共交通計画の基本方針に沿った再編を行っていくこととなります。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 以前に公共交通の話をした時に、広島型MaaSがあるとお聞きをしました。今回少し調べてきましたが、まず、MaaSというのが分からない住民の方がいらっしゃるの、ちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、議長よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。MaaSとは、地域住民や旅行者一人一人のトリップの単位で、移動のニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを具体的に組み合わせて検索、予約、決済を一括行うサービスであります。観光や医療等目的地における交通以外のサービスの連携をすると書いてあります。それからもう1つ、サブスクというのがあります。正式に言えば、サブスクリプションという略だそうですが、この内容は、予約の購読、それから定期購読、会費という意味です。物を所有するのではなく、必要な時に借りて利用できる、そのメリットは、登録、解約の自由度が高い低額の料金で支払うことができ、ただし、デメリットとしては、利用していない時でも固定費が発生して、解約時には、手元には物が残らないと

言うんだそうです。広島型M a a Sについて、事業の考え方を先に私が言いましてお答えをいただきたいと思います。背景として、やはり近年、車の多くの進展や人口減少、高齢化が言われていると思います。それから一括大量輸送、低料金による公共交通のビジネスモデルは、もう成り立たないというのが挙げられています。それから公共交通利用者が非常に減少しております。その上で、事業者の経営の悪化やサービスの低下、路線廃止や減便等などが利用者のさらなる負のものに歯止めがかかってないというのが現状だと思います。今後、公共交通の維持確保に係る行政の負担は、今後ますます増加になるんじゃないかというふうに危惧をしております。そこで、公共交通事業のM a a S推進事業とはどういうことか、もう一回説明をお願いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 地域公共交通M a a S推進事業でございますけれども、基本的な考え方は、先ほど議員おっしゃったとおり、複数の公共交通を組み合わせ、検索、予約、決済等一括で行う。それによって、利用者の利便性を向上するということが大きな目的になってこようかと思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 一般的なM a a Sと広島型M a a Sというのがあるそうです。一般的なM a a Sは公共事業と、それから交通利用者と利便性の追求、それから利潤の追求を行っているのがM a a Sだと思います。それで広島型M a a Sは交通事業者、それから地域住民に加えて商業施設を入れたビジネスと言いますか、付加価値のあるものだというふうに考えておりますが、これの北広島町への導入というか、そういうことは考えられておりましたでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 具体的な当町のM a a S事業の中身でございますけれども、これにつきましては、今後交通会議等で議論しながらつくり上げていきたいというふうに思っております。議員おっしゃるとおり、利用の先、最後に、例えば目的地が商業施設であったり病院であったり、いろんな連携の方法が考えられると思いますので、そういったことも加味しながら考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） お手元に、皆さんご存じだろうと思いますが、広島型M a a Sのイメージ図、これは県の交通指導課から出ておりましたので、ちょっと拝借をいたしました。こちらの色がついてあるところが恐らく広島市内とか起点になる、こちらで言えば可部地区に当たるかも分かりません。それは分かりませんが、そういった所に若い人が住んでるというふうにご理解いただきたい。この反対側は、北広島町だというふうに思っただけであれば良いと思います。年配の方がバスを利用しても、今頃はスマートフォンでやられますが、結構そういう利用の方もいらっしゃらないということで、先ほど言いましたサブスクを利用してできるというものです。サブスクの代金は、その世帯の若い人が払うと。お年寄りは払わないというようなことでございます。路線バスは、通学時に朝夕学生が利用して、昼間は高齢者が多くいる所もありますので、そのショートな運用をするというふうなものが広島型M a a Sだというふうに私は理解をしております。それでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議員おっしゃるとおり、この図は、県が示したイメージ図で

ございます。基本的には、県が推奨するイメージというのが考え方になってこようかと思えますけども、これにプラス各市町がそれぞれ独自に細かく抱えております課題等に対応した運行形態を考えていくということになるかと思えます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次の項目に、令和3年度、広島型Ma a Sの中山間型推進事業について進められたかというふうに聞いておりますが、今後検討していくという回答でございました。令和4年度以降にやられる予定ではございますか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 当町におきましては、令和3年度は、広島型Ma a S推進事業の実施に向けた関係機関、関係事業者との調整を行いました。具体的な予算を伴う取組は実施はしておりません。令和4年度事業につきましては、予算計上もさせていただいておりますけども、総事業費200万円、うち計画策定業務委託事業費として165万円、それから会議費用等に35万円、合わせて200万円を予算計上して事業のほう推進していきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 事業を予定をされておるといことですが、これは県、国からの10分の10でございますよね。事業に対しての予算が。だから、町負担はそれ以外のもろもろがあれば負担するという考えでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 計画策定事業200万円は全額県からの補助金でございます。予算計上は、この金額を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 申請をして通れば、その事業が進んでいくんだろうと思います。その事業に応じて調査事業や総合事業、それから社会実装につながるんだろうと思います。お隣の安芸太田町は、昨年度手を挙げられて、県の中でも3団体しかこの事業を受けないというような規制がかかっております。もう1つは、庄原市が1000万円事業に手を挙げられました。残り1枠ですね。これから増やされるかどうかというのは分かりませんが、ぜひとも早く、スピーディーに計画をしていただきたいと思います。お考えはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 予算要求をさせていただきました以上、しっかり状況を把握しながら、スピーディーに事業展開をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 最後に、このMa a Sについて町長の所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） Ma a Sの取組もいろんなやり方があるようでありまして、これは広島版のMa a Sということで、県がいろいろ検討した中で展開をしていこうというものであります。本町もいろいろ今まで検討してまいりましたが、なかなかびったり一致するようなものがなくて、デマンドタクシー等、今の運行を続けているというようなことであります。できるだけ、

これから将来に向けて持続可能なやり方を模索していきたいというふうに思っておりますので、県のほうともしっかりと議論しながら、一番マッチするような方法を検討してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどお答えできなかった町道の総延長でございますが、867km、それから舗装済みが755kmでございます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 了解しました。以上で私の質問終わります。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとりますが、消毒のみということで。1時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 37分 休憩

午後 1時 38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 1時45分と申しましたが、引き続き一般質問をさせていただきます。議会を再開いたします。7番、美濃議員の発言を許します。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二が一般質問を行います。まず、高過ぎる国民健康保険税をさらに引き上げる県単位化は、見直し、払える保険税にするための提案を行います。私たちが行っている町民アンケートには、高過ぎる国保税を引き下げてとのたくさんの声が寄せられています。国民健康保険は1961年から始まり、当初は自営業者や農漁業者など、比較的所得の高い人たちを中心に運営され、国民皆保険制度を支えていました。しかし現在は、年金生活者が4割、非正規労働者が3割、無収入など、会社などの保険に入れない人たちが多くを占める構造へと変化してきました。北広島町の国民健康保険には、昨年度2531世帯で、町全体の3割が加入し、人数も3884人です。平成28年度の国保加入世帯の所得区分を見ると、年間所得がゼロ円から100万円未満の世帯が51.8%、これは北広島町のデータですが、を占めています。そのため低所得の人が少子高齢化の中で、増大する医療費を負担しているため、国保税が上がり続けているのです。同じ健康保険である協会けんぽと比べると、同じ条件で、国保税の半分です。それは均等割や平等割がなく、所得に応じた負担となり、半額を事業所が負担しているからです。かつては国からお金が半分近く国保会計に支出されていましたが、1984年の法改正によって、定率国庫負担を削減したのを皮切りに国保負担を減らし続けてきました。さらに国は、2015年5月、医療制度改革関連法を成立させ、2018年、平成30年度、国民健康保険事業を都道府県化することを決めました。今回の一般質問では、その県単位化の問題点について取り上げ、町長の所見を伺います。このパネルをご覧ください。1人当たりの国保税額です。平成24年から、その前は介護分とかいろいろあるので、平成24年から平成30年度までは9万2000円前後とほとんど変わっていません。ところが県単位化

が始まる令和元年度から上がり始め、そして令和4年度予算、全協資料では、11万6883円、令和6年度には、県の資料では、1人当たり国保税は13万8258円になると想定しており、急激に上昇します。反面、北広島町の収納率を見ると、令和2年度で95.38%と、県内市町の平均を下回っています。そこで伺いますが、収納率が低いのは、払いたくても払えない世帯が他市町と比べ多いことを示しています。このような状況を見て、現在の国保税は、町民にとって重い負担になっていると思わないか、これは町長に伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 国民健康保険は、病気やけがに備えて、みんなで助け合う制度です。その事業の運営において国民健康保険税は根幹をなすものであり、安定的な制度運営を図るため、被保険者の方に国民健康保険税の納付をお願いしているところです。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 高いとも重いともありません。安定的な運営というのは、これが恐ろしいんですね。安定的にするために加入者の皆さんにもっともっと負担してほしいという趣旨のことです。どの県でも同じなのか調べてみました。全県同一の保険税率を目指しているのは7府県だけなのです。大阪府は、その先陣を切っていますが、まだ、全市町村の同意を得ていません。そこで伺います。広島県では、各市町は、全県統一保険料率化に同意しているのかどうか、町長はどのようにお考えか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 国民皆保険を支える国保制度を将来にわたって持続可能なものにしていくために国保財政を県単位にしたことから、保険給付を県内全ての被保険者の相互扶助によって賄うこととなります。県単位化に当たり、国保県単位化推進協議会を設置し、国保税率については、平成27年度から28年度に保険料ワーキンググループで検討し、同一の所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても、同一の保険税になることが最も公平な負担になるという考えの基、県内全市町が同意しているものです。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） そういう会議を開きながらやって、市町が同意しているということですが、これから上がってくると、これは非常に分かりません。広島県においては、先ほど紹介のあった同じ所得水準、世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険税・料が公平だとして、令和6年度までの統一保険料率を目指してきました。しかし余りにも各市町の状況が異なるので、当面市町ごとの収納率を反映した準統一保険料率を目標にし、その後、完全統一保険料率に向け、引き上げる予定です。県単位化はなぜ問題なのか。まず第一は、医療環境の違いです。町長は、中山間地域と都市部と医療環境が余りにも違っており、公平ではないんじゃないかというふうには思いませんか。伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 現在は、中山間地域の病院へ医師派遣するなどの仕組みが構築され、必要に応じて地域のかかりつけ医から高度医療病院に紹介するといった体制を確保し、医療提供体制の広域化といった取組がなされております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 単一性は決めると言いますが、私どもの取り組んでいるアンケートでは、耳鼻科、皮膚科を増やしてほしい、お産できる医療機関を誘致してほしいなどの意見が寄せら

れ、先ほど、高度医療の病院に行くように広域化と言いましたが、そのためには、市内に時間と費用をかけて通うしかないのが実態です。それでも広島市と同じ保険税になるのです。そうであるなら、お産のできる医院や耳鼻科や皮膚科を増やすなど都市部と変わらない医療環境にすべきではないかと考えますが、町長はどうお考えでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 出産ができる医療機関等、本町ではそこまで至っていない現状があります。これにつきましては、県内でもいろいろ議論をしているところでもありますけども、やはり少子化の中で、なかなか24時間体制とっていくのは厳しいものがあるということで、ある程度大きな病院でということに現在なっておるところであります。そういった違いはありますけども、少し距離はありますけども、そうした範囲内では同じようなサービスが受けれるという体制になっていると考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） やれない理由が何でも少子化という言葉でクリアしようという印象を受けます。さらに、少し距離はあるがと言いましたが、先ほどの同僚議員の質問で、安佐市民病院への公共交通機関が非常に不便じゃないかということで、全然解決はしてないんです。されようともしない。やはりお産のできる医院をつくるために、県に本気になって求めるべきだというふうに訴えておきます。県単位化の問題、第2は、いくら頑張っても医療費を減らして国保税を下げることはできないんじゃないかと思います。元気づくり事業や健康診断、がん検診を進め、医療費を抑えても保険税は安くなりません。同一ですから。そうではないか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） まず、県内全体で医療費を抑えることが重要となっております。県内全体で元気づくり事業の取組を進めることにより医療費を抑えることができれば、医療費に対する納付金、負担割合を少なくすることができ、国保税の引上げを抑えることはできると考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 県全体と言われますけども、私たちは北広島町に住んで、いろいろ工夫しながら取り組んでいるんですね。それが生かされない。ほかではこういう取組をされているのか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） ほかではというのは、ほかの市町のことでよろしいですか。それぞれの市町で、独自で取り組まれております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 具体的な話はありませんでした。私たちができるのは、北広島町で頑張って、北広島町の医療費を下げようと、これは県単位化の前はそうだったんです。だから9万2000円で抑えられていたんです。広島県国保運営協議会の資料では、平成29年度から令和元年度までの北広島町の1人当たりの医療費は、県内で17番目程度で、他市町と比べて低く抑えられています。ところが1人当たり国保税のほうは、令和6年度には13万8258円と4万4934円も増えることになっています。いくら医療費を減らしても下がらないどころか国保税は高くなるんです。そうではありませんか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

- 町民課長（大畑紹子） いくら減らしても国保税は高くなるかどうかということですが、医療費を抑えれば、先ほどもお伝えしたように納付金が抑えられますので、それによって国保税も安くなると考えております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） それは全県の話であって、北広島町が下げても変わらないんですね。いくら言ってもそこまでのようなので、やめましょう。もう一つ伺います。今、北広島町独自で行っている元気づくり事業や特定健診無料、人間ドックへの補助等はどうなるのか心配です。今と同じように実施されるのか伺います。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 県単位化となり、特定健診については、令和元年度から県内全市町無料となっております。元気づくり事業や人間ドックの補助については、国などの交付金を活用して、これまでどおり継続してまいります。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 人間ドックへの補助等の交付金というのは、北広島町に国から来ているやつですか。その交付金の財源の中身教えてください。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 特別交付金の中の調整交付金などがそれに当たります。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 今までは国保会計からの補助だったんですか、ちょっと確認します。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） もう一度お願いしてもいいですか。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 交付金というのは、特別交付金で来ると言われましたけれども、今までの財源は国保会計から出された人間ドックだったのかどうか。ついでに特定健診についても財源を教えてください。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 財源でございますが、国保特別会計になります。県単位化前は、国から直接町のほうに補助金といった形で交付されておりましたが、県単位化後は、一旦県に国から入りまして、県の支出金のうちの特別交付金として交付されているものでございます。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 単位化になれば、国から県に特別交付金が届き、それは全市町に県支出金として全て渡り、人間ドックや特定健診が行われるというふうに間違いないでしょうか。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） 間違いございません。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） なかなか答弁が遅かったんで、こういう細かい問題はしっかり確認をしないと、町独自の制度がだんだん変わってくるんじゃないかという心配があるから言ってるわけです。大いに確認をお願いします。県単位化の問題点第3は、資産割がなくなっても所得割、均等割が増えます。モデル世帯で、平成29年度、県単位化前と令和6年度を比較したらどうなるか、調べていただいていますので、税務課をお願いします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） ご質問の①から④のモデルケースについて、県単位化前の平成29年度と令和4年度の準統一保険税率を令和6年度と想定して試算した国民健康保険税と、その比較についてお答えをいたします。①の20代単身者の場合、29年度は14万9000円、6年度は16万7558円で、1万8558円の増額、②の40歳未満の夫婦と子ども2人の場合、29年度は30万6100円、6年度は35万7968円で、5万1868円の増額、③の40歳以上の夫婦と子ども2人の場合、29年度は41万4000円、6年度は45万9751円で、4万5751円の増額、④の年金収入の75歳未満の高齢者夫婦世帯の場合、29年度は10万200円、6年度は9万2717円で、7483円少なくなります。非課税世帯として算出した介護保険料を合わせた場合も1万7153円の減額となります。モデルケースの例では、給与収入の世帯については、いずれも増額となっております。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） ありがとうございます。なかなか計算するのが、私もやったんで大変なんで、税務課のほうにお願いしました。こういう表、見づらいんですが、今の説明がこれです。一つ一つはもう説明があったので言いませんが、20代単身者で約2万円、現役世帯で約5万円、40代で切ったのは、介護分というのが入るかどうかです。固定資産税がある例を高齢者の分を出してもらいましたら下がるんですが、固定資産税がない場合は1万円増えます。介護保険料と合わせると、いずれも20万円近い国保税と介護保険料の合計になります。町長は、こんなに国保税が増えることをどう思われますか、ご意見をお聞かせください。町長にお願いします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） この今のモデルで言いますと、要するに給与所得者の場合がかなり上がるということになります。これは、今まで資産割があったものを、これも今までもいろいろ問題視されてきたところであります。固定資産税を払いながら、また、この資産割でこちらでも払うということで、いろいろ議論はあったところでありますけども、今回、資産割を廃止をしていくということになりますので、給与所得割のほうが上がってくるということには結果としてなってくるというふうに考えております。単純に全てが上がるということではないというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 単純に全てが上がるとは考えていないと言われますが、給与所得の方も国保の中いらっしゃいます。年間5万円も上がるんですよ。物価が上がって大変な時に年間5万円も、今までも上がらなかったのに、県単位化になったら、こんなに上がると。にもかかわらず、町長はその痛みを感じられなかった。非常に残念です。それで国保税が上がりますと払えない方が増えるわけです。事業納付金が先ほどからありますが、100%納めなくちゃいけません、入ってこなくて不足する場合、これはどういうふうにするのか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 県への納付金は、収納率を反映させた納付金を納付することになります。納付金が不足した場合の財源対策としては、町の国保特別会計における財政調整基金を財源とするか、県の基金から貸付を受ける方法があります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。



○7番（美濃孝二） 国保財政の基金、町にある。これで穴埋めをしてもいずれ底をつくので、基金を維持しようとするれば、納付金以上の保険税収入を得て、さらに積み上げるしかないのではないか。さらに県の財政安定化基金の借入れ、これ借入れですから、当然返済しなければならず、次年度保険税値上げの要因となります。お金集めなくちゃいけない。ですから、さらに国保税が決められたより高くなると納められている方がどんどんどんどん率が上がって、負担がその人の分どんどん増えると。未収も増える。そういう悪循環になるんじゃないか。先ほど言われなかった町の一般会計から赤字補填の法定外の繰入れで埋める方法もあります。この4つの点、今、こうなるんじゃないかと言いましたが、どうでしょうか、教えてください。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 広島県の国民健康保険運営方針で、赤字補填目的の法定外の一般会計繰入れは解消していくことになっておりますので、繰入れを行うことは考えておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 県単位化の目的はそれなんです。赤字繰入れしているところがある。させないというのが国の方針で、後は、何度も言われましたので間違いないようです。どのような方法を取っても、準統一保険料率にさらに上乗せして、収入を増やすしかない。これは間違いありません。次にいきます。高過ぎる国保税を払える保険税にするためにどうするか。いくつか提案をいたします。第1は、広島県のような完全統一化でなく、40の都府県のように、市町の状況を踏まえた仕組みを考えるべきです。再度伺いますが、北広島町民に重い負担をかける統一保険料率を見直し、各市町の実情を反映した保険料率にするよう、県に強く求めるべきじゃないかと思いますが、先ほどからの答弁では、そうしますということはないと思いますが、ご意見を伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 国民健康保険税の統一方法については、平成27年度から28年度に県と市町で検討しておりますので、統一保険料率ということでの皆同意をしておりますので、特にまた県のほうに求めるという方針は今のところありません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 県単位化が始まって、他市町が余り問題にならないのは、資産割がなくなって、所得割が上がっても相殺されていってそんなに上がらない。また、いろんな関係で基金が来たから下がったという市町もあるようです。しかしこれからははっきりしてくるんですね。よくその点は捉えて考えておいてほしいと思います。第2は、子どもの均等割の軽減です。県の準統一化により、子どもの均等割は介護分を除く3万8438円ですが、子ども3人になると11万5314円、4人で15万3752円となります。子どもさんが生まれた途端に4万円近い国保税が増え、子育て応援に逆行です。今日の議論から祝い金を出そうか。いやいや効果がないとかありました、逆に取られるんですね。この問題は、全国知事会や市町村会等からも要望され、今年度から国が半額を負担することになりました。しかし未就学児までで、これでは子育て支援としては十分とは言えません。そこで伺います。北広島町でも未就学児だけでなく、子どもの均等割を減免してはどうか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 令和6年度から県内の保険税は、各市町の収納率を反映させた準統一保険税となりますので、子どもの均等割の減免については、県内の市町全体での協議事項になり

ますが、国にも要望してまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 要望もしてるんですね、全国市町村会とか。町でも独自でやってはどうかと聞いてるんです。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 繰り返しになってしまうんですけども、令和6年度からは、準統一保険税となりますので、町独自というのは難しいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 非常に難しいという話でした。でも全国では独自に18歳までの均等割を減免しているところもあります。県内では福山市が減免をしています。協会けんぽに加入している世帯では、子どもが何人生まれても保険料は増えません。再度伺います。せめて小学校卒業までは無料、または減免してはどうか、これは先ほど町民課長の答えはいただいているので、町長に伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 国保関係につきましては、これまで毎年要望活動を国に対して行ってきておるところであります。最近の2年間は、コロナの影響で制約がありましたけども、私も国のほうへ行って、かなりの項目はあるわけではありますが、この制度自体の見直し、一本化も含めていろんな要望をしているところでもあります。これからもしっかりと要望はしてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 先ほどからの、これ北広島町議会なんですね。県の話や全国の話はあります。今聞いたのは、北広島町としてどうするのか、やってはどうかと聞いてるので、判断は町長ということで伺ったんです。北広島町としてどうですか、伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 北広島町単独でということはなかなか難しいと考えております。そういうことで、全国段階で私らも一生懸命要望をしているところでもあります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） できないということです。第3は、赤字補填のための一般会計からの繰入れです。国保税を引き上げるためには、国や県、あるいは町が公費を投入するしかありません。広島県でも3市町が赤字補填の法定外繰入れを行っています。低所得者の被保険者の命と暮らしを守るためにも払える国保税とするため、北広島町でも一般会計から法定外の繰入れを行う考えはないかという質問しておりますが、先ほどからの答弁では、やらないということですが、もう一度確認させてください。やりませんか、やりますか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） さきにもお話しましたが、広島県のほうの運営方針で、法定外の一般会計の繰入れは解消するというようになっておりますので、考えておりません。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 県単位化になったら、町独自の様々な施策が制約を受けてできなくなるということがはっきりしました。第4は、高過ぎる国保税を協会けんぽ並みに引き下げることです。国保財政の公費負担は、国と都道府県で4.6兆円です。これを1兆円増やせば、国保税を協

会けんぽ並みに引き下げることができると全国知事会、全国市長会、全国町村会は国に要望いたしました。この公費投入について、北広島町長のご意見を伺います。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 国の制度でありますので、国の補填があれば、それが一番良いというふうに思っています。この健康保険の制度自体矛盾を抱えているところもあるというふうに思っていますので、国に強く要望していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 私もそう思います。先ほどから町独自ということ言いましたけども、やらないということであるならば、国の方法変えるしかない。これは全国町村会だけに任せるのではなくて、議会でもやはり行動起こさなくちゃいけないんじゃないかというふうに思います。第5は、保険証取り上げや差押えについてです。国保税を滞納すると保険証が取り上げられ、資格証が発行されます。すると窓口で、医療費の全額10割を支払わなくてはならず、受診抑制につながり、命に関わる事態となります。そのため広島市は、4000件あった資格証発行を今では発行していません。北広島町は、毎年約350件前後の滞納があり、資格証が発行されていますが、発行件数は平成22年度は80件でしたが、令和2年度は17件に減っています。資格証発行が減っている理由と、今後、資格証発行を止めることはできないか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 資格証については、保険証の更新事務実施要綱に基づき交付をしております。該当者には、事前に納付相談の通知をし、納付相談や納付指導に努めておりますので、その結果が資格証発行数が減っている理由と考えております。資格証発行をやめることについてですが、特別な事情がなく、単に納付されない被保険者にほかの納税者と同等の保険給付を対象とすることは保険制度の趣旨や公平性の観点から好ましいとは言えず、資格証の交付については、今後も継続していく方針です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 頑張ってることが反映しました。でも、やめないよということですが、令和3年度の県の資料では、資格証を発行していない自治体は、広島市、三次市、海田町、坂町、大崎上島町、世羅町の2市4町です。ここでは資格証を発行しておらず、年々増えてきています。北広島町でも資格証発行はやめないということでやってるんで、いくら聞いても答弁は出ないと思うんですが、日本医師会や医療関係者なども、この問題については大いに取り上げていますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。次に、窓口負担について伺います。この間、70歳から74歳の医療費の窓口負担が1割から2割に倍加され、今年10月からは、75歳以上の窓口負担を2割に倍加しようとしています。75歳以上の2倍化を許せば、今度は74歳以下も2割から3割へと進んでいくのではないかと危惧します。何としてもこれ以上の負担増はやめさせるべきと考えますが、町長はどういうお考えか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 後期高齢者の窓口負担は1割、または3割ですが、1割の負担割合の方のうち、一定の収入や所得がある方は10月から2割負担になります。今後、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の負担が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち5割は公費ですが、そのほかは窓口負担を除いて約4割は子どもと孫といった現役世代の支援金により賄われています。今後も医療費は、高齢化率の上昇や医療の高度化などにより拡大していく見

通しとなっておりますので、窓口負担割合の見直しは現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） よく言われる持続可能な制度という意味だと思いますけども、そのために命がどんどん削られていくわけです。年金は下げられる、物価は上がる、税金は上がる、病院行ったら医療費は上がる、これでは暮らしていけないと思います。今日紹介した県単位化は、令和6年度までの準統一化で終わりません。その後はさらに完全統一に向け、保険税率を引き上げる計画です。そのため、今日の一般質問で県単位化の問題点を指摘し、どうすれば町民の負担を抑えることができるかを提案しました。しかし、残念ながら町長の答弁では、ほとんど有効な手だてを取ろうとしていません。これでは諸物価高騰、原油高騰で悲鳴が上がっている町民の負担を少しでも下げ、暮らしと命、健康を守ろうとする姿勢が残念ながら感じることはできません。ぜひ負担にならないよう、命と健康を守る町長として頑張っていただきたいというふうに思います。次の項目にいきます。南方の産業廃棄物最終処分場の実態と今後について伺います。千代田地域の南方畑地区には産業廃棄物処分場が複数あり、既に完了した施設もありますが、現在埋立中の施設に、株式会社西部興産の安定型産業廃棄物最終処分場があります。この処分場に対し、実際に現場で埋立てを請け負っていた三原環境開発の取締役から、法律違反行為の実態と告発状の写しが5月11日前後に町長、全議員、住民多数に送付されました。そこで伺います。現在、株式会社西部興産が進めている産業廃棄物最終処分場について、搬入している産業廃棄物の内容、量、搬入元、処分場の面積や埋立量等の詳しい内容についての説明を求めます。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 北広島町南方に設置している安定型産業廃棄物最終処分場の内容ですけども、埋立面積は6万9435㎡です。埋立容量は、平成26年の許可当初は134万9756㎡で、令和3年の変更後は162万2763㎡です。埋立期間については、平成28年6月から令和10年6月までの12年間です。埋立廃棄物の種類は、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、瓦礫類及び鉋さいとなっております。また、受け入れた廃棄物の量ですが、令和3年度末までに31万7646tとなっております。なお、処分場の残余容量は94万4745㎡となっております。搬入元については、主に兵庫県、広島県内からです。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 詳しい説明がありました。次に、この告発状の内容について通告には書いてありませんが、お願いをしておりますので、説明をお願いします。また、町はどのような対応を取っているのか。その結果についても併せて説明を求めます。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 告発状の内容についてですけども、地域の方を中心に送付された手紙の内容は、南方の産業廃棄物最終処分後についての内容でした。過去に、その処分場の工事を請け負った事業者からのもので、許可違反をしているというものでした。その告発の内容については、まず、マニフェストの数量の偽造であったり、あと埋立許可品目以外の埋立行為をしているというもの、それから規格外、これは15cm以上のものという意味ですけども、規格外の廃棄物の埋立行為をしているということ、それから覆土の調整をしている、それから設計違

反の立坑の設置の行為をしている、それから土堰堤内に廃棄物を大量に投入しているというような内容のものでした。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） どのような対応してきているか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 告発内容を受けて、町は産業廃棄物処理施設の設置許可権者である広島県に情報提供いただけることはないかと伺いました。その結果、広島県は、廃棄物処理法に基づく立入検査を年に数回程度の一般立入や水質検査のほか、土堰堤や配管の完成時ごと、また、大雨など災害後など必要な時期に実施し、構造及び維持管理の状況を書面や目視、分析結果、測量結果などにより確認しており、告発状の内容のような違反は確認されていないということを聴き取りしているところです。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 説明いただきました。ありがとうございます。この処分場は、平成26年7月23日に上畑、下畑、出原地区代表と西部興産及び箕野博司北広島町長三者が結んだ環境保全に関する協定書があります。これによりますと、処分場への立入検査を行うことになっておりますが、立入検査はされたのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 立入検査を行っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） いつと、結果をお知らせください。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） いつというのを、すみません、資料で持っていないのでお答えすることができないんですけども、結果としては、特に違反行為は見つかっておりませんでした。以上です。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 告発状受けての立入りではないようであります。目視による確認のように受け止めました。協定書によると、協定に違反した場合は改善を求め、改善されない場合は、処分場を一時使用停止し、生活環境の保全を求めることができるとされています。異常はなかったという話ですけども、今週6月13日の月曜日、共産党の辻県会議員が県の担当課長から聞いた話では、先ほどから話がある立入検査している、書類をもらっている、今のところ問題ないとの回答だそうです。また、昨年泡が出たとして水質検査をした結果も提出せず、事実が明確になるボーリング調査を行うつもりもないようです。他人事のような県の姿勢、態度に町長は納得をされたのか伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 産業廃棄物の処理場については、広島県のほうでは適正に運用されていると判断しておられます。なお、広島県においては、これからも定期的な検査を行うというふうには聞いておりますが、町としては、今までどおり県の立入りに同行したり、あと協定書に基づいて、地元区長と合同で立入りをしたり、あるいは地元の要望を事業所へ働きかけるなどして、地域の方の不安が解消できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

- 7番（美濃孝二） 地域の方に納得できるように、安心できるようにと言われましたが、とても納得できる状況でない、告発状ともかけ離れています。埋めてはいけない物を埋めたと当事者が証言しているのですから、外からいくら見ても分かるはずがありません。地域住民の不安を解消するためには、町が県に対し、ボーリング調査を認めるよう強く求めるべき、県が実施することも含めて求めるべきと考えますが、町長の決断を求めます。
- 議長（湊俊文） 町長。
- 町長（箕野博司） 県のほうもしっかりと立入検査等も実施した中で、そういう結論になっているということでもあります。本当に必要があるんなら、そういうことも考えられますけども、今のところ、そういう必要はないというふうに考えております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 必要があるならと言われますが、どういう状態になったら必要があると言えるのか。県が問題あるとするのか、北広島町民が不安で調べてほしいと、このままでは熱海のようになるというふうな不安を持っておられるわけですから、そういう不安、こういうものを解消するために必要ではないんですか、伺います。
- 議長（湊俊文） 町民課長。
- 町民課長（大畑紹子） ボーリング調査をしたいということですが、今のところは、県が現状違反がないと判断しているので、すぐにボーリング調査というのは難しいと考えておりますけども、住民の方の不安解消になるように、住民の方の思いは引き続き県のほうへ情報提供してまいろうと思っております。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） 南方の西部興産が行っている産業廃棄物最終処分場には、毎日大型の連結トレーラーが姫路から産廃を運んでおり、主要地方道千代田八千代線や現場周辺の住民は、騒音と環境汚染に不安を募らせています。その処分場に法律違反の疑いがあるのであれば、直ちにボーリング調査を行って事実を確認し、環境を守る措置を取るのが町民の命と健康を守り、不安を解消することだと思います。それをするのが町長の責任だというふうに思うんですが、今のままでは町民は不安が残ったばかりであります。このままの状態で住民の声を県に届けるだけでいいんでしょうか。町長は何もしないんでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 町長。
- 町長（箕野博司） その告発された方とのいきさつがどうだったかということとは分かりませんが、今までずっと立入検査もし、それから協定書で結んでおる水質検査等も実施してきておる中で、違反となるようなことは起きてないということでもありますので、そこは、その事実に基づいてやっていけばと考えているところであります。
- 議長（湊俊文） 美濃議員。
- 7番（美濃孝二） ここで問題になるのは事実です。告発者がそういうふうに言っております。県も全然問題ないと言ってる限りは、このままの状態ではとても安心できません。町がすべきことは、住民の意見を聞くことと併せて、この告発者と直接会って詳しい話を聞くべきじゃないかと、そうではありませんか、町長。
- 議長（湊俊文） 町長。
- 町長（箕野博司） 私も詳しいところは分からないところもありますけども、警察のほうへも話がいつておって、警察のほうも調査をしたみたいですが、これはそういうものに該当しないと

というような結論を出しているようであります。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） 今、警察の調査と言われましたけれども、現場での調査なんですか。告発状によりますと、告発状に書いてある証言があるわけですが、作業者の証言があるんだけど、時効が来てるので受理はできないというふうに告発者は言っておりますが、警察は現場へ行って調査したんですか、伺います。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） これは事業者の方からの情報なんですけども、警察の方も現場に来られたようです。そして、事業者のほうから書面も見せてもらったんですけど、不起訴処分ということが書いてありました。

○議長（湊俊文） 美濃議員。

○7番（美濃孝二） もう時間がないんで、あれなんですけど、マニフェスト、産廃がどういうものが来て、どういうふうに処理されたかという、マニフェストも改ざんしていると言ってるわけです。その改ざんをされたかもしれない書面を見て、大丈夫だということを信じることが間違いじゃないかと。ここではこれ以上追求できませんが、やはり県依頼じゃなく、町民のために事実を確認すべきじゃないかということを強く求めて終わりますが、やはり機敏に動いてほしいというふうに思います。終わります。

○議長（湊俊文） これで美濃議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。14時45分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 34分 休憩

午後 2時 45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。9番、伊藤淳議員の発言を許します。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。現在、大朝グラウンドは、人工芝生化の工事を行っています。この人工芝生化、3年前に急逝された伊藤久幸議長の長年の願いでした。近隣では、砂ぼこりが舞い、洗濯物が干せない、家に砂が入るなどの問題があったから、長年の願いで、あそこをとというのがありました。この久幸さんからの宿題を達成でき、私はうれしく思います。久幸さんに言わせれば、多分なんですけども、この一般質問を含めて、もっとちゃんとせえよと言われてそうなので、今回も頑張って一般質問していきます。質問に入ります。大朝グラウンドの人工芝生化の効果の最大化、大朝グラウンドの人工芝生化が始まりました。広島県サッカー協会、スポーツ振興くじ助成金及び新庄学園から多額の寄附金をいただき、町としてはほとんど負担がなく、日本サッカー協会の公認グラウンド2面が整備できることとなります。県内外から多くの利用者が訪れることが期待され、大朝地域のみならず、北広島町全体としても、町の活性化に大きく期待できる施設です。町が3年前から取り組んできたスポーツによるまちづ

くりを体現できる機会の一つと言えると思います。この施設を今後まちづくりにどう活用していくのか。また、この施設によるまちづくりの効果について、どのような効果を想定しているかをお聞きします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 大朝グラウンドを人工芝生化することによって、流入人口の拡大による経済効果への期待、またサッカー競技のみならず、様々な種目への利用により、町内のスポーツ振興に貢献できるものと考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） どのような効果を想定しているかは、今あったんですけども、数字等は、後で聞いていくので、それで効果を聞いていくということでもよろしいですかね。でしたら、次の質問にまいります。現在の指定管理者は新庄学園ですが、今後、大朝グラウンドの管理方法は、どのように考えられているのでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 引き続き新庄学園を指定管理者に考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 個人的に聞いた部分でいきますと、現在既にサッカー、芝生化あるんだけど使えるんかという問合せがあるようです。こういった点、新庄学園と共有されているのかどうかというのが、まだできてもない、どのように大会をしていくのが決まってない中で、問合せになかなか答えられない状況があると思います。またこれ、学園が指定管理ではございますけども、町の施設でございますので、勝手に決められないという部分もあると思います。また新庄学園、日曜日に使いたい、新庄学園は休みですというような状況において、管理者ではあったとしても、その辺の調整がなかなか、実質キャパシティとしてもないのではないかというような心配も私もしまして、今後の管理方法、この辺学園だったりとかとは話されているでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 今後の管理方法につきましては、当然町の施設でございますので、設管条例を制定し、その中で詳しくは決めていかななくてはいけないと思っております。当然、地元の方や新庄学園とも協議をしながら、具体的にどのような内容がマッチするのか、決めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） やはり話し合う場が必要かと思えます。この辺ちょっと、場が必要というのは何度か言うんですけども、後でまとめて聞いてまいります。今はやはり、今の問題ですね。実質誰が運営していくのか、大会もかなりの多くの方が来るとい部分もありますので、その辺学園のみならず、近隣の地元の方々との協議、必ず必要かと思えます。これに関連して次の質問にまいります。今回人工芝グラウンドになるんですが、2面、公式の大会もできるものになりますので、かなりの利用者数の見込みがあると思うんです。これをどの程度見込んでいるか、サッカーの試合数及び利用者数についてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 冬季の利用が難しい時期、具体的には1月から2月、降雪時期だと思うんですけども、それを除いた週末に試合などで利用した場合、年間約80日、また、



練習などで平日利用した場合、年間約160日、合わせて約240日の利用が考えられます。この約240日に1日平均30人の方が利用されると想定しますと、年間約7200人の利用が見込まれるものと考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） これは一般の利用者という認識でよろしいでしょうか。学園のほうでも、サッカーの練習でも使うと思いますので、その点お聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 全ての利用含めた利用人数というふうに想定をしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 想定がかなり少ないのではないかなという懸念がございます。例えばサッカーの大会、1チーム11人、たった11人ということはなかなかないんですけども、11人来て、2チーム来て試合をする22人、それに監督等がついてきて30人というのは分かるんですが、1日に2チームが試合するだけではなく、まだまだチームは、公式大会だと来ると思うんですが、この点数字のほうは、7200人というのはもしくは30人というのは、もう少し上げる想定もされてますでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 実際にオープンして、この想定人数に差が出ることも想定されますが、今の段階でどういった利用が見込まれるのかという具体的などこまでは想定しておりません。あくまでも事業を申請する上で想定した人数ということで、この人数をはじき出してしております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 申請時の数字ということで、また、改めて考えないといけないかと思えます。これも後でちょっと具体的に考えていきたいと思えます。次にまいります。グラウンド利用者の交通手段、これはどのような交通手段を想定されてますか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 自家用車や貸切バスが交通手段のメインになると考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） うちに電車はないので、かつバスのほうも便数が少ないので、そうなるかと思えます。そうすると、大きなサッカーの大会、これやると、ピーク時にはかなりの台数があるグラウンド周辺に来ると思えます。最大どの程度を想定しているかをお聞きします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 少年サッカー大会などのピーク時に20チーム、1チーム平均30人で約600人が集まると想定すると、自家用車1台に4人乗り合わせて、約150台になると考えております。また、チーム関係者がマイクロバスで来られると想定すると、マイクロバス約20台、自家用車約60台になると考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 先ほどの30人というのが、既にこの辺直さなきゃいけないところにはなるんですが、20チーム、確かにそのぐらい来るかもしれません。150台、バスが20台、加えて60台、かなりの台数になるかと思えます。この想定する台数、駐車できるスペース、どち

らを考えているかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 大朝グラウンド周辺の町営・町有の駐車場や土地の利用を考えていますが、具体的には、小倉の里ショウブ園、それから大朝インターチェンジ駐車場などが想定されると思います。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） そちらの台数は、それぞれ何台ぐらいを想定されてますか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 全て合わせると200台ぐらいは普通乗用車でいくのではないかとこのように考えております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） インターチェンジのほう、私が思うに、最大詰めて120、150台ぐらい、小倉が50台いければ良いかなと、使えない所もあるんですが、無理やり使おうとしたら、まだいくかもしれません、インターチェンジのほう、結構空きがございません。それに先ほどの台数でいくと、多分あそこの舗装というよりは、線をやり替えるぐらいじゃないと、なかなか台数が増えないかと思えます。そういうふうに、なかなか駐車場の問題があるかと思うんですが、加えてなんですけども、大朝グラウンドの近隣には新庄保育所の跡地、プールの跡地、過去にシイタケ栽培をしていた施設、こちらもちよっと距離はあくんですけども、あります。そうした施設を有効活用すれば、かなりの駐車スペースが確保できるかなと思うんですけども、そちらのほう検討されてはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 新庄保育所跡地の職員駐車場やそれに隣接する子ども遊園、そういった所は有効な駐車場として想定ができると思います。プール跡地などにつきましては、地元の協議会などと利用方法含めて検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 地元協議会というのは、やはり話し合う場が必要かと思えます。インターチェンジのほうも、先ほどの台数聞くと、なかなか厳しいと思えますが、その辺も含めて整備していかなくちゃいけない可能性が高いかと思えます。今は駐車場聞いたんですけども、ほかにというと、大会など滞りなく開催するための施設として、選手の更衣室、シャワー室、休憩施設、ほかに管理棟などが必要であると考えます。それらの整備についてはどのように考えているでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） グラウンド利用に必要な施設だと認識しておりますが、こういった施設も先ほど申しましたとおり、旧新庄保育所の活用などを含めまして、地元と協議をして進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 保育所にはシャワー施設、幼児用ですけどももあります。変な話、新庄プール跡地にも同じように野外にあるシャワーがあったりもする。それを使えというわけではないんですが、かなり有効活用できるものもあるかと思えます。そのためには地域との協議、確実に必

要かと思うんですが、整備するためにはお金がかかります。その点について、後の質問にもちよっと関わるところあるんですが、お金の算段として、ふるさと納税型のクラウドファンディングの活用、またはトップセールスによる関係企業への企業版ふるさと納税のお願いなど、こういったことを考えないとなかなか整備が進まない可能性が高いと思います。先ほどのクラウドファンディングと企業版ふるさと納税、加えてほかにもあれば、この3点お聞きいたします。検討の方法ですね。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議員ご提案のふるさと納税型クラウドファンディング、それから企業版ふるさと納税、資金確保の有効な手段の一つというふうに考えております。そのほかにも何か有利な助成制度等があれば、含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） クラウドファンディングの活用に関してはあるんですけども、こちらのほう、ちょっと私調べてないんですが、クラウドファンディング、今から例えばやりたいと。地域のほうで場を必要としている。じゃあやろうとなった時には、これは活用できるものでしょうか。加えて関係企業へ企業版ふるさと納税のお願い、こういったものをお願い一緒にやっていきたいと思うところはあるんですけども、このような関係企業の想定がどのようなところがあるかもお聞きしたいです。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） まず、クラウドファンディングですけども、ふるさと納税型ということになりますと、公共性とか公益性みたいなものも強く求められております。なおかつ、リターンの商品とかサービスをどうするのかといったようなことも想定しなくてはいけないと思っております。安易にすぐこれができるというふうには今すぐにはお答えできないと思うんですけども、スキームをしっかりと検討してアウトプットしていかなくてはいけないというふうに考えております。企業版ふるさと納税につきましても慎重に検討しながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） この春に設立したはなえーる、やはりこういったものも入ってくるかと思うんですが、今の答弁を聞くと、なかなか難しいんじゃないかというイメージを持つんですけども、やろうと思えばできるというような前向きな形で地元との協議をしていきたいとは思いますが、その点改めてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 地元の方とも協議しながら、前向きに進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） クラウドファンディング、公共性ありますが、今までにもいろいろ形があると思います。協議をしなきゃいけない。併せてふるさと納税、これは新庄のOBだったりとか、ほかにはというと、サッカーなので、サッカーに関連すること、企業にお願いしていく、そういったものもあると思いますので、こういったことを想定した上で、今後動いていかなきゃいけないかなと、資金を確保しなくちゃいけないかなと思います。同時に、多くの選手以外にも大会開催の人員や観戦する保護者なども訪れます。先ほどの駐車場に関してですね。そうする

と、近隣での宿泊場所はどのように想定しているか、こちらお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 町内の現存する宿泊施設を考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 近隣でのと言われたんですけども、大朝に宿泊場所は少ないです。ちょっと、どういう所を想定しているか、改めてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 近隣という考え方が当てはまるかどうかは分かりませんが、当然大朝のグリーンヒル大朝、それからアザレア千代田といったような所も、多少移動に時間はかかりますけども、有効な宿泊施設というふうに想定をしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 宿泊場所に関しては、私のほうも以前田原温泉等の話もございましたので、そこを深掘りするつもりは今のところございません。というのがなかなか難しい、でも用意しなきゃいけないという現状がありますので、お聞きいたしました。関係してなんですけども、先ほどはなえーると申しましたけども、このはなえーるの中には、計画の中に、スポーツ団体の包括予約やアクティビティの開発等ございます。これ計画としては、まだ先の想定にはなってるんですけども、やはりこの宿泊場所、確実に計画の中に入らなきゃいけないのじゃないかなというのを思ったんですが、どうでしょうか、こちらのほうもはなえーるでの検討にも入りませうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） はなえーるにつきましては、当面はふるさと寄附金の商品開発といったものを中心にやっておりますけども、将来的には当然観光DMOとか、そういった関連の事業への拡大も想定をしております。必要があれば、そういった宿泊施設等の検討も出てくるというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 本当はもっともっと想定しなきゃいけないと。言うのはもうすぐ先には供用開始、もう使える状態になります。大会もあります。そうすると、既に現状で予約の問合せがあるぐらい、そうすると、後手後手になると。一番最初が一番人が来てもらえるという時に、いや、まだ用意してないんですばかりでは、本当にお客さんを逃してしまう、北広島町の知名度というよりは、ブランドが下がってしまうぐらいに私は捉えております。そこをすでに用意できてない、だからこそ用意しようという今回質問でありますので、そこをどうにかしようというふうに次の質問にまいるんですけども、大朝グラウンドの近くには、先ほども申しました新庄保育所、新庄プール跡地でございます。こちらの解体費用、新庄保育所と新庄プールの解体費用はいくらぐらいかかるのか。また、その譲渡する考えをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現段階では、新庄保育所の解体費用は見積もっておりませんが、昨年度実施した川戸保育所が1936万円かかっております。床面積が川戸保育所の約2.5倍ある新庄保育所は、相応の解体費用がかかると見込まれます。新庄プールにつきましては、アスベスト撤去・処分等を加えた概算額で約2000万円となります。また、譲渡につきましては、

地域活性化や民間活用を図るため、地域団体や民間事業者等への財産譲渡促進を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 先ほど、川戸保育所を出されて2.5倍、約5000万円ぐらいかかるのかなという、解体をする場合ですね。有効活用すれば、まだまだ下がるかと思うんですが、それを解体せず使ったとしても、例えばあそこの新庄保育所を有効活用して、中をちょっと改装してでも、例えば1000万円かかるとします。新庄プール、解体で2000万円、多分造成費用はまだまだかかると思います。例えばこれを結構広い土地で、かなり底がありますので、例えば1000万円と出した時には、簡単な話4000万円ぐらいかかると。それを例えば譲渡した先がそれを含めて有効活用できるのか。はっきりいえば、マイナス4000万円から、地域で活用する。だけでも営業ベースにもしなきゃいけない、民間にしたとすると。そういった部分でいうと、かなり手が出しづらい活用になるのではないかなと想定いたします。これに加えて営業していくと、毎年の固定資産税、光熱費がかかっていきます。調べていただいて、数字を聞いたところで言うと、これを例えばの評価で固定資産税出すと、保育所、プールの固定資産税が約10万円、土地のほう合わせて約23万円ということで、概算ではあるんですが33万円ぐらいかかると。かなりの額が固定資産税でもかかってきます。こちらのほう、営業ベースに乗らなければ民間も手を出さない、それは分かりやすい話です。せっかくのすばらしい施設があり、地域の活性化に生かされない状況、ものはある、土地もある、ちょっと金額が足りないという状況ですね。こちらのほう、かなり営業ベースを考えると難しいとは思いますが、その上でも地域への譲渡というので、お金も含めての譲渡の部分で意見を聞きたいところになります。実際、それで譲渡して活用できるのかということですが、どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在町で考えておりますそういった財産の処分につきましては、地元または、そういった団体のほうから、そういった提案をいただいて、町のほうで検討いたしました、その結果、無償であったり、売却、無償譲渡につきましては、そういった計画でございますが、現在、町からお金をつけて、それをお渡しするということは、まだ現在考えておりません。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） お金をつけて考えてない。無償譲渡の方針には、そのようなことはないの、それは理解しております。併せてお金がないのも重々承知しております。お金を出せという話ではなく、地元との協議ということにしていきたいのが次の質問にもなります。行政である程度整備して、運営を地元へ任せるなどの仕組みを検討していくべき事案も今後、今回のものもそうですし、今後もあるかと思うんですが、今回、こちらのほう、町長の考えはどうか、地元で運用するためにも行政である程度整備するという事です。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 副町長。

○副町長（畑田正法） 行政である程度整備をしてということでもありますけども、大朝グラウンドの人工芝生化に伴いまして、お話がありましたように、新庄、大朝地区、ひいては北広島町の活性化に向けてどのように取り組んでいくのか、また、どのような周辺整備等が必要なのか、現在、地域の皆さんでありますとか新庄学園、町も含めて参画して今検討を行っているところであります。その検討経過を踏まえまして、役割分担をしながら、それぞれがどういうふうな

役割を果たしていくのかというのを今後検討してまいりますので、その検討の進め方によって考えていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） やはり場が必要になってきます。本当に今みたいに地域も、そして使うところ、指定管理、行政、いろんな方が関わってくる、それに町外の利用者が関わってくる、町全体の問題、問題といえば申し訳ないですね。問題ではなく町全体の活性化の大きなきっかけになると思いますので、場が必要かと思えます。やはりそれぞれができること、ご飯は、宿泊場所は、駐車場は、いろいろな問題があると思うんですが、そういったことをそれぞれができる最大限の手札を見せ合って、じゃあこれはこうしていこう、これはこうしていこうという場を今後していってほしいし、している状況かと思えます。そういう部分で言うと、グラウンド管理、駐車場、クラウドファンディング、トップセールスによる関係企業へのお願い、そして解体に併せての整備、こういったものを地元で話し合っていきたいと思うんですけども、その話し合った後、併せて、じゃあ地域全体ではなく、町全体にお披露目をする機会としてオープニングイベントを考えているかどうかをお聞きしたいと思えます。今回の人工芝整備事業、日本サッカー協会認定グラウンドです。かなり高速道路から近く、徒歩3分ですね。その上でも魅力的な施設でもありますので、こういったオープニングイベント、地域へこれだけ考えて話し合いました。行政とも手を取り合って、町外の方々皆さん来てください、その上で、北広島町を知って、住んでくださいとぐらいまでと思うと、オープニングイベントもかなり重要になるかと思えます。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） オープニングイベントにつきましては、現段階では具体的な内容は決まっておりません。しかしながら、新しい、すばらしいグラウンドにふさわしいオープニングイベントを地元の方、学園等々と協議しながら決めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 本当に今後期待していきたいと思えます。町としてのスポーツコミッション、先ほども言いましたはなえーる、ふるさと納税、かなりのいろんなことは関わってきます。町の姿勢としても、やはりスポーツと観光、これを組み合わせて推進していくという内容になりますので、期待性をそれぞれが持ちながら、町の未利用財産を有効活用していくという形で期待をしております。改めてなんですが、町長のお考え、意見があれば、お聞きしたいと思えます。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） この人工芝2面ある施設というのは余りないというふうに思っています。しっかり活用していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 大いに期待し、地元でもしっかりと場を提供して、話し合っていきたいと思えます。次の質問にまいります。昨年の大雨災害の反省と今後の備えです。ここ数年は連続して大雨災害に見舞われています。特に昨年は被害が大きく、いまだに爪あととは各地に残っています。災害の発生時には情報が錯綜し、現場では多くの混乱があったかと思えます。その一つに、災害で出たごみ置場があります。ほかにも課題はあります。募金や物資の受入れ、それに対す

る周知、罹災証明の発行、職員数の不足、いろいろ課題はあったと思いますが、まず、ごみ置場です。これいくらか変遷をたどって、期間と場所が変わっていました。どのような経緯があったかを概要をお聞きします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 災害発生3日後の令和3年8月16日から南方コミュニティー広場と氏神工業団地内公園の2か所で災害廃棄物仮置場を開設いたしました。南方コミュニティー広場では、主に家庭から発生した災害廃棄物、氏神工業団地内公園では、宅地内に流入した倒木などの受入れを行いました。2か所の仮置場は、当初1週間の設置を予定しておりましたが、南方コミュニティー広場については、町民の皆様からの延長の要望や北広島町社会福祉協議会の災害ボランティアセンターからの情報を基に9月30日まで延長いたしました。また、氏神工業団地内公園の仮置場については、土砂混じり瓦礫の撤去にかなりの時間を要したため、11月30日まで期間延長を行いました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） やはり今の当初1週間、あの当時思い返すと、まあ無理だろうという中で、当初1週間で、9月30日までというのがあります。この辺は情報アプリでもかなり錯綜して、あっ変わった変わったということが出てましたので、経緯が分かる方もいるかと思えます。このごみ処理があるんですけど、主に家庭ごみ、もしくは倒木、瓦礫混じりの物、このごみ処理の費用と処理方法はどうだったでしょうか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 2か所の災害廃棄物仮置場については、人件費などを除いて3868万687円の処分費用がかかりました。処分方法としては、廃棄物の種類ごとに処分場までの運搬と、処分の委託契約を締結し、処分することができました。なお、かかった費用の大部分につきましては、災害等廃棄物処理事業費補助金及び特別交付税措置を受けております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 金額をお聞きして、補助金で出た。ただ、このごみ置場とごみ処理については、他自治体での災害時にも多くの議論になっております。ごみ置場の設置時に、ごみの分別を徹底しておかないと処理費用がかさむ。処理には時間がかかるため、悪臭や衛生面などから、設置場所の使用可能期間の確認や周辺環境への確認などが必須、災害とは別のごみを持ち込まれる可能性がその手続の徹底と簡素化があります。これは既にいろいろな災害でも他自治体であったことであるんですけども、災害ごみ置場に関して、当町では、以上の混乱はなかったか、お聞きいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 仮置場でのごみの分別については、分別を想定したレイアウトにしたことや、受付及び荷おろし補助時の指導の効果もあり、ごみが混雑して置かれることはありませんでした。なお、仮置場の運営については、地元の方々、北広島町公衆衛生推進協議会の方々のご協力のおかげで混乱なく行えましたことをこの場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございました。使用可能期間等の確認については、仮置場の開設及び原形復旧工事等に当初の見込みよりも期間を要したため、使用期間を大幅に延長せざるを得ない状況でした。周辺環境の確認については、特に氏神の仮置場のほうは、車の足洗い場の設置であるとか道路の清掃など、状況に合わせて対応いたしました。災害以外のごみの持ち込みについては、受付時に申

請書へ搬入者及びごみの発生場所を記入していただくことや身分証明書による本人確認、夜間に入入り口をガードすることなどで防止に努めました。また、罹災証明書の提出などは、手続を簡素化するために行っておりません。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 他自治体の事例から、本町では、このような想定をして準備をしていたかというのは、次の質問だったんですが、混雑がなく、土砂が出ないように氏神ではやっていたというのがあったんですけども、想定をした上で準備をしていたかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 本町では、令和2年3月に災害廃棄物処理計画、令和3年3月に災害廃棄物処理に係る初動マニュアルを策定いたしました。併せて関係廃棄物処理業者と協定などを締結し、災害時における協力体制を整備してまいりました。また、町職員についても、広島県が実施する災害廃棄物処理研修に参加し、仮置場の設置、運営や廃棄物の処理の流れについてのスキルアップに努めておりました。しかしながら、昨年の災害でのごみ処理は、本町における初めての対応だったこともあり、想定及び準備ができていない事項もありました。そのような中、県をはじめ被災経験された県内の自治体様の援助を受けることができました。今後は、このような経験及び反省を基に、災害ごみの処理に関する課題などに対し、関係機関と連携し、取組を進め、災害に備えてまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 災害後には社会福祉協議会がいち早く災害ボランティアセンターを設置しました。コロナ感染のリスク低減のため、町内在住の方しかボランティアに参加できませんでした。延べ500名以上のボランティアがありました。私もその後、こういう資料をいただきまして、どういう活動があったかというのは日ごとに分かるようになっていたのを見ました。かなりの多くの方、多くの団体からありました。消防団、商工会、商工会青年部など、多くの団体についての協力があり、かつ専門知識や重機などを有する民間の土木会社の協力も大いにありました。そのため、やっぱり日常生活をより早く取り戻すことができたと考えます。先ほど反省をという言葉であったんですが、昨年の災害について、反省と善後策の検討などの会議を行ったか、やはりどれだけマニュアルを用意しても初めてのことで想定外のことが起こるかと思います。この辺、会議を行ったかをお聞きいたします。どことしたかを確認したいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 昨年の災害についての会議ということで、危機管理課からお答えをいたします。会議については、消防団本部会議、社会福祉協議会との対応についての意見交換を行っております。また、本町の対応について、職員全員からの意見をまとめて、災害対応の総括、検証を行っております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 可能であれば、今後商工会や民間の土木会社との善後策の検討、会議をやってほしいと思います。これはいつしましたか。私、これ聞いたのでいうと、かなり遅かったと思うんですけども、これをまずお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 社会福祉協議会との協議でございますが、5月16日に実施をして



おります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 消防団は随時やっているものがあると思いますので、ただ5月、1年近くまでではないですが、災害前にいきなりやるということになると、なかなか当時の、災害後すぐでない、当時の記憶が薄れてしまう危険性がありますので、また、災害が起こった時を考えると、この辺も反省が必要かと思えます。できるだけ早くの反省、忙しいとは思いますが、今後も含めてなんですけども、反省会はしました。でも、善後策の検討などの会議をやったか。それぞれ私の想定するのは、社会福祉協議会、商工会、民間の土木会社あるんですが、それぞれでお聞きしてもよろしいでしょうか。お答えしやすいような形で善後策の検討の会議、こちらお聞きしたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 会議の内容でございますが、消防団のほうでの意見や善後策というところの中で意見が出ましたところ、出水期までに地域と消防団が連携して防災対策を行っていただければ、被害を最小限に抑えられるというような意見がございました。実際に過去の経験を見ましても、出水期までに地域の水路や以前あふれた所に対応できる土のうを準備するなどされると、出水期までに準備をしておけば、被害を軽減できるというふうに思っておりますし、消防団の中でもそういう意見がございました。また、危険を省みての作業も必要だったということで、消防団員の中では、実際に人命危険のないものも想定して工作、作業する必要があったので、注意が必要というような意見もございました。次に社会福祉協議会のほうでございますが、実際にこれ初めて災害ボランティアセンターを開設を早期に町の要請によって開設をしていただきました。その中では、社会福祉協議会と町との情報共有、被災現場の状況も含めて、どちらの情報も共有して被害の確認や対策につなげる必要があったのではないかとということで、今後は情報の共有を図る方法について考えていこうというようなことが意見としてあったものでございます。その他、先ほど言われました商工会や土木業者との会議等は行っておりません。しかし、土木業者のほうでは、実際に災害の被災が大きなものとなっております、それぞれが災害現場で活動されておまして、なかなか応援要請難しいなということも実感をいたしております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） やはり、この辺情報共有、ある程度、当時のことを思い出しつつ情報共有しておかないと、善後策の検討、当日また情報が錯綜するという危険性がやはりあります。それこそ場所によりけり、災害の内容によりけりで対応も違うので、こういう場合はという想定もしつつというのは、かなり難しいんですけども、やはりこういう場合はこういうふうな方向性でおってくれという確認はしとかなないと、商工会、土木業者それぞれ地域も違いますし、方向性も違いますので、やりたいようにやるでは、最終的に効率的な方法にならない、合理的な方法にならない可能性もありますので、その辺期待しておきます。先ほど消防団の分でもあったんですけども、各地域では、災害前に既にここは大雨の時は危険だと言われる場所、認識できていることがあります。そのような場所を災害前から改修しておく必要があると考えます。要望書出ているとも思いますが、大朝地域もそのような場所があります。大雨時には、必ず消防団員が危険な水べりに土のう置きに出勤するといった場所が大朝地域でも私も知ってる所があり、そういったのを見た時に、危険じゃないかな、消防団員の人も怖いというのがあるかと思いま

す。このようなあらかじめ認識できている危険箇所を改修していくべきではないか。先ほど消防団の話ではあったんですけども、改修をしていくべきではないか、護岸の破損や決壊によって確実に被害が大きくなるのが想定され、また、消防団員の安全性の確保の観点から、改修の必要性もあるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 危険箇所の管理者がしかるべき措置を講じるべきだと考えております。改修できない場合は、出水期までに積み土のうを実施されることで、消防団員が危険にさらされることもなくなり、被害を最小限に抑えることができ、さらには住民の避難時間を確保することができます。いずれにしても、関係者において、あらかじめ協議されることを強く望んでおります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 関係者によってですが、河川とかになると町も関係していきますので、望むという言葉になると、町がやることもあるとは思いますが、その点、改修の必要性、どのようにお考えかどうかを改めてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 河川改修等でございますので、建設課のほうからお答えさせていただきます。昨年の豪雨災害では、たくさんの箇所が実際冠水したり、床下浸水、床上浸水した所が多数ございます。できる所からやっている状況ではございますが、現在、流域治水の考え方の下、様々な流域全体での予防対策を考えております。まだ直っていないじゃないかということもございますけども、そういったことで、全体を通しての予防策を今後とも推進したいと思っております。それと民間の土木会社でございますけども、実際、災害支援協力の協定を結んでおります。改めて会議をしているわけではございませんが、各地域の協力支援の会社の代表者の方と定期的に年間何回かお話しさせていただいてますし、今年も出水期前の河川の点検をお願いしており、随時報告をいただいている状況でございます。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 協定のほうあたりは、ちょっと内容までというのは私も頭が入っておりませんでした。しっかりと河川のほう見て、それぞれの土木会社さん、やった工事の中も含めて分かると思いますので、そういうのを大雨を想定した上で、皆さん見ておられる、それを情報共有を密にした上で大雨の対策を今後も考えていってほしいと思います。改修も含めてですね。消防団員の部分、もう1点あります。昨年の大雨災害では、当日は負担の度合いが分からなかったんですけども、私も消防団員ですので、大朝のほうで、どれぐらいあるのかなと思うところもありました。そんな時に被害の大きかった地区、こちらの消防団員の負担は相当であったとお聞きしました。しかし消防団の分団によって、これ差が大きいというのがありました。実質、当日もかなり差がありましたので、そこをお聞きするんですけども、消防団員が住む地域にかかわらず、被災地域への出動は可能か、今後の想定は、こちらをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 災害対応につきましては全町域で考えておりまして、他地域からの出動は可能であります。災害対応の考え方ですが、消防団は、北広島町消防団、芸北エリア、千代田エリア、大朝エリア、豊平エリアとして、それぞれ副団長を配置しており、同時多発や同時期の災害に対応するため、通常はエリアを管轄する団員が活動や警戒をすることとしてい

ますが、大規模災害や一つのエリアやエリア境で発生した場合には、他のエリアから団員及び資機材を増強して災害対応することと考えております。なお、昨年の災害においては、千代田地域及び豊平地域が特に被害が多い状況となりました。特に自然災害は、全域的に警戒する必要があることから、状況を確実に確認し、他エリアからの機材、団員の増強を行う必要があると考えており、昨年は、警戒の必要もあり、エリアごとの対応となったものでございます。今後も状況を確実に把握し、全町域での災害対応を行うことといたします。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） やはり同じ消防団員ですので、協力できることをやっていかなきゃいけない。水防マニュアルによると、24時間たったところで、そういったローテーションを組むということがあったんですけども、昔のように、24時間働けますかというてもなかなか難しいと思います。待機も含めてではあります、この点も改めて、今後の想定としても見直し、もしくは形を変えるということを考えたいのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） ローテーションのことでございますが、災害のひどかった所、かなりの労力というか疲労もこんぱいしてきます。やっぱり他地域からの応援を含めてのローテーションとか、そういうことは必要だと考えておりますので、このローテーションについても過去からの経験や今後どのようにしておこうかというのは、随時検討して改善をしていくというふうを考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 必ず災害は起こるものと思って、今後の随時の見直しと情報共有を期待していきたいと思えます。注視してまいります。以上で、質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤 淳議員の質問を終わります。ここで暫時休憩をとります。15時50分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3時 39分 休憩

午後 3時 50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。3番、敷本議員の発言を許します。

○3番（敷本弘美） 3番、敷本弘美です。先の通告どおり、大綱2点について質問をいたします。初めに、認知症の人と家族の一体的支援についてです。2025年には、65歳以上の約5人に1人になるとされる認知症、その在宅生活の安定に向け、厚生労働省は、今年度から認知症の人と家族を一体的に支援する市区町村への補助に乗り出しました。本人と家族がともに参加し、支援を受ける場を各地で定期的に設けることで、ご家族の介護負担の軽減や本人の意欲の向上、良好な家庭関係の維持を目指す。この事業は、各市区町村で関係機関との連携や相談業務を担う認知症地域支援推進員が計画、調整を行い、認知症カフェや地域包括支援センターな

どを活用して、月に1回から2回程度、本人と家族を1組として、2組以上で実施する。事業の例として、厚生労働省は、運動やゲーム、音楽など認知症の人の希望に基づく主体的な活動を本人、家族、専門員などと語り、地域と交流を深めることも上げられています。認知症の本人と家族が思いを共有し、よりよい関係性を保ちながら、希望する住宅で生活を続けることが目的と伺いました。北広島町には、現在7か所の認知症カフェがあると認識をしております。そのほか高齢者の集いの場としまして、サロンや老人クラブ、元気づくり体操、元気アップ教室など複数あることは恵まれているのではないのでしょうか。その中の認知症カフェは、オランダのアルツハイマーカフェから始まり、世界に広がりました。日本では2012年に認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）によって、認知症カフェという名称が用いられました。その後、2015年策定の認知症施策推進総合戦略、認知症高齢者等に優しい地域づくりに向けて、新オレンジプランに主な政策として位置づけられたことから、全国で認知症カフェ設置の動きが進みました。本町においても認知症の方やその家族が安心して集える認知症カフェに介護医療の専門職、地域の方なども気軽に参加していただき、一体的な支援に結びついていくことを願い、質問をいたします。この春まではコロナ禍でほとんど開催をされていなかったと思いますが、現在、町内7か所で認知症カフェが開設されております。認知症カフェの目的と、どのようなことをされているのか。事業の内容、そして各カフェごとの参加人数をお伺いします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 認知症カフェは、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、また、認知症の人の家族の介護負担を軽減するため、認知症状の悪化防止、相互交流、情報交換などを目的としております。事業内容は、本人同士の仲間づくりや介護する家族の負担軽減、地域住民への啓発などを目的とし、誰もが自由に集まり、楽しく過ごす内容であることとしております。その内容に関しては、各カフェが工夫され、折り紙や歌、体操などをされております。令和3年度は、町内7か所のうち、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4か所は開催を中止されております。令和3年度に開催されたカフェの開催状況は、大朝地域のわさまちカフェが12回、延べ157人、豊平地域、カフェマザーズが3回、延べ21人、豊平地域、どんぐりカフェが1回で10人でございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今、目的としては、安心して生活ができる、悪化防止であったり、また事業内容は、楽しく過ごす内容で工夫をされていることをお伺いをいたしました。参加人数も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4か所は開催を中止をされ、また、マザーズでは3回、またどんぐりカフェで1回、わさまちカフェで12回開催をされている状況をお伺いをいたしました。コロナ禍で開催ができない、そういう時期があったものの、開催すれば地域によっては若干の差があるかと思いますが、参加者も多数いらっしゃるということが分かりました。先日、わさまち認知症カフェにお邪魔をさせていただきました。少人数で、始まる前でしたが、もう久しぶりに参加をされたおばあちゃんが、本当にうれしそうに、今日ここに来るのを楽しみにしていたんだとおっしゃり、体を動かし、またお茶をいただきながら、おしゃべりができる。困ったことや相談もできる、来るのを楽しみにしとったんよと、そのようにおしゃやいました。また、スタッフの方から、これまで思うようにカフェが開催できなかったのもので、現在は1週間に1度開催をし、皆さんの変化や様子を見ながら、ときには指先を動かし、思いを絵手紙に書かれ、

これがとても好評だとお話をされていらっしやいました。どうしたら、このカフェ、皆が楽しく過ごせるのか、また、どんな支援につなげていくことができるのか。スタッフのケアマネジャーさんは、もう常に考え、行動されておられる姿に勇気と感動をいただいて帰りました。今後、認知症カフェの役割というものは、とても重要になってくることを改めて私自身実感しております。そこで、先ほど目的と事業内容を伺いましたが、認知症カフェの開催時には、介護福祉士や看護師など認知症の介護等相談ができる専門員というのは参加をされているのでしょうか。また、参加をされた認知症の当事者や家族からのご相談には結びついているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） スタッフには北広島町が実施する認知症サポーター養成講座を受講した方、または広島県が主催する認知症キャラバンメイト研修を受講した方がいらっしやいます。ほかに認知症地域支援推進員や地域包括支援センター職員も参加しており、随時相談には応じれる体制を整えております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ご答弁に認知症のサポーター養成講座、これ北広島町、早くから取り入れていらっしやる事業でございます。受講した方とか、また県の主催をするキャラバンメイトの方、地域包括支援センターとこの専門職の方もこのカフェには参加をしてくださっており、相談できる場所となっているとのご答弁です。本当にサポート体制がしっかりとできていることが確認することができました。平成30年の議会で、認知症施策の推進について質問させていただきました。認知症サポーター養成講座を受講した後、認知症カフェとサポーターの活動の場があればと伺ったことを思い出しました。サポーターの方が希望すれば、現在町内7か所の認知症カフェに参加することはできるのでしょうか。また参加をしたい場合は、この申請というのは、施設に直接するのでしょうか。また、保健課に持ち込むのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） このカフェの参加につきましては、スタッフの方をご存じであれば、直接申し込んでいただければいいと思いますし、包括支援センターのほうで、スタッフの方おとなぎすることはできますので、包括支援センターのほうにご相談いただければと思います。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） せっかく認知症の養成講座を受けた方、もうかなりいらっしやいますので、この7か所の認知症カフェが開催をされている時に、しっかりと一緒になって活動ができたらと思っております。もう1点、このカフェが相談できる場所となっているとのご答弁だったと思うんですが、実際に相談に結びついているのか、また、この相談後はどのような支援に結びついているのかを併せてお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） このカフェに参加しております認知症地域支援推進員や包括支援センターの職員のほうに相談ができます。相談内容としましては、やはり一番気になるご家族の様子でありますとか、症状の相談があると聞いております。また、必要に応じまして、介護事業所、あるいは医療が必要であれば医療のほうへつないでいるといったような現状です。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番(敷本弘美) 推進員とか、家族の様子、相談して、必要であれば、その都度つないでくださっているのご答弁でございました。認知症の人と、そのまた家族の方が気軽に相談でき、その後の支援に今後もしっかりつながっていくように、連携をしっかりと取っていただければと思います。先日、きたひろしま版認知症ケアパスというものを保健課の担当課で見せていただきました。認知症ケアパスというものは、認知症の症状に合わせて、ご本人や介護者がいつ、どこで、どのようなサービスが受けられるのかを示したもので、とても分かりやすいものになっていました。ぜひ、この認知症ケアパスを各カフェの目につく所に張り出しをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(湊俊文) 保健課長。

○保健課長(迫井一深) できるだけ大きくした形で張り出しのほう考えていきたいと思います。

○議長(湊俊文) 敷本議員。

○3番(敷本弘美) できるだけ大きいものにして張り出してくださるということですので、認知症カフェに参加された方がそれを見ながら、お互い確認もできると思います。併せて、本当に良いものでしたので、ご高齢者が集う集会所や、また会館等にも張り出しをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(湊俊文) 保健課長。

○保健課長(迫井一深) 町のほうも認知症について普及啓発、住民の方のご理解等行っていく必要がありますので、そうした皆さん集う場所にも置かせていただくよう考えていきます。

○議長(湊俊文) 敷本議員。

○3番(敷本弘美) 現在、町内には高齢者の集いの場がほかにもあり、いずれもこの目的というものは、孤立の解消や健康維持、フレイル予防のための取組と考えます。健康体操、地域サロン、老人クラブ、元気アップ教室等に対して、それぞれ運営費はどのぐらいかかっているのかということをお伺いしましたが、通告書を出した後に、先日、担当課のほうに行かせていただいた時に、しっかりと運営費お聞きをいたしましたので、割愛をさせていただきたいと思いません。それぞれの事業に予算をつけられ、支援をされていることも確認をさせていただきました。大まかでもいいですので、この予算というものは、それぞれどのようなことに使われているのか、また運営費の内訳が分かれば教えていただければと思います。

○議長(湊俊文) 保健課長。

○保健課長(迫井一深) 元気づくり推進事業につきましては、委託事業者への委託料がメインとなりまして、委託事業者のコーディネーターの人件費が主になっております。地域サロンにつきましては、補助金という形で支出しておりますが、サロンの開催回数に応じまして、年間1万5000円を上限にして助成をしているものです。ただし、年間3回から5回までの実施ですと、1万円となっており、年間6回以上が1万5000円というような形で補助金を交付させていただいております。元気アップ教室につきましては、加齢に伴う体力、筋力低下を予防及び向上を図るために4地域で月2回、健康運動指導士の指導の下、運動プログラムを行っているもので、保険料のほか、運動指導士の委託料といった内訳になっております。

○議長(湊俊文) 敷本議員。

○3番(敷本弘美) 様々な支援、委託料であったりとか、運動指導員の委託であったりとか、またサロン、3回から5回開催すれば1万円の補助金が出たりとか、本当に様々な形で支援をしてくださっていることが分かります。今後も大事な集いの場として継続ができるよう応援をと

申し上げ、次に認知症の人及びご家族を支える認知症カフェについてですが、これについてご質問をさせていただきます。現在、このカフェ立ち上げ費用として、立ち上げ時に3万円の補助が出ております。令和4年度予算にも1件分3万円が計上されていることから、認知症カフェの必要性がうかがえますが、認知症カフェの運営費というものは、どのようにされておられるのかをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 現在、カフェ開設時には、認知症カフェ開設事業補助金交付要綱に基づき、3万円を限度に補助金を交付しておりますが、運営費については、町からの助成はありません。各カフェで参加費を徴収したり、社会福祉協議会の共同募金を申請されております。会場費が必要なカフェは1か所で、光熱費込みで1人100円と聞いております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今、運営費は、町としては出されていないというご答弁でございました。先ほどの高齢者の集いの場も、例えばサロンであったら1万円から1万5000円の補助も出していただいております。この認知症カフェの運営費、本当に立ち上げの当初の3万円の補助というのもとてもありがたいことではございますが、今後できることも含めてお伺いを再度したいと思っております。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） カフェ開設時におきまして、先ほど、3万円を上限に補助金を交付ということをご答弁させていただきましたが、その後は自主運営になるものと理解していただいております。ただし、運営に関するご相談であったり、専門的な相談できる体制は整えさせていただいております。本町の認知症カフェにつきましては、住民が自主的に運営できる体制を目指しており、カフェによっては移動カフェを開催されるなど、カフェごとに自由な発想で事業を展開していただいております。したがって運営費につきましては、考えておりません。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 運営費については、考えていच्छゃらないということですが、今後本当に各地域、小さな地域でこの認知症カフェの役割というものは本当に大きなものになってくると思っています。先ほどの高齢者の集いの場にもしっかりと行政として支えてくださっておりますので、いま一度しっかりとまた検討していただきまして、運営費が本当に行き渡るよう、また長期的な認知症カフェの運営ができますことを本当に切に願っております。国は、今年度から認知症の人と家族を一体的に支援をする市区町村に補助を出して支えていく方針を出しております。認知症の人と家族の一体化支援について、最後に本町の考えをお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 今回新たに国が示した認知症の人と家族への一体的支援の推進は、認知症の人、家族ともに参加する場で、互いの思いを共有し、関係調整を行う一体的支援を行うことで、家族の介護負担感や本人の意欲向上、良好な家族関係の維持にとって有効である可能性を示唆したものです。この事業は、現在設置しております認知症地域支援推進員の役割の一つに位置づけ、地域支援事業交付金の対象とされております。現在、認知症の本人と家族の一体的支援プログラムの研修会などが開催されております。今後、認知症地域支援推進員と事業実施について検討してまいります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） この一体的支援、認知症とご家族の本当に良好な関係が保たれるような支援とおっしゃいました。また、これは今後、認知症地域支援推進員と事業実施について検討されるということですが、この認知症の地域支援推進員というのはどのような方がなるのでしょうか。また、この事業実施案というのはいつ頃作成をされる予定なののでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 認知症地域支援推進員につきましては、認知症の方ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるように、地域の実情に応じて医療機関であったり、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援等をしていただいている方になりますが、本町におきましては、千代田病院のお二人をお願いをしております。先ほど申しましたように、地域支援事業の中の認知症地域支援推進員の業務の一つに位置づけられておりますので、認知症地域支援推進員と引き続き今年度中には事業実施については検討してまいります。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 今年度中には検討してくださるということでしたが、この国の地域支援事業の実施要綱の中に、公共スペースやまた既存施設等を活用とありました。現在この町内7か所に認知症カフェが開設をしているんですが、この既存施設等活用の中に、町内の認知症カフェが入るのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 認知症カフェにつきましても、開催場所には含まれます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 顔の見える地域で、認知症の人と、その家族の方が安心して過ごせるような一体的支援となりますようお願いして、1つ目の質問を閉じます。続きまして、多胎児家庭への子育て支援について質問をいたします。厚生労働省は、2020年度から、双子、三つ子など多胎児がいる家庭を対象にした支援事業をスタートさせました。具体的な支援の内容は、多胎児の育児経験者家族との交流会や相談支援事業を実施する多胎児ピアサポート事業や多胎妊婦や多胎家族のもとで、家事や育児をサポートするホームヘルパー派遣、乳幼児健診などに同行する外出時のサポーター派遣などです。少子高齢化が進む中、本年4月から、少子化政策の一環として、これまで自費診療だった人工授精や体外受精などの高度な不妊治療が保険の適用となったことで、治療の希望者も増加すると言われております。その中で、多胎児の増加も確実に増えるのではと言われており、視野に入れておく必要があるのではと考えます。育児は一人でも大変です。ましてや同時に目覚め、同時にミルクを飲み、同時に遊んで寝るというサイクルが理想ではございますが、多胎児の育児は理想とは遠くかけ離れ、一人が泣けば、連鎖反応でもう一人が泣いてしまう。一人を抱けば、もう一人がだっこを要求、お母さんの休まる暇がないのが現状です。先日、双子の多胎児のお母さんにお会いをし、大変な思いやこんな時に手を差し伸べてもらえれば助かるなど、様々な声をお聞かせいただく機会がございました。一番つらい時間帯は、家族が帰るまでの昼間の時間帯と伺いました。本町には、ネウボラきたひろしまでございがあり、子育ての悩み事やお母さんの困り事等、何でも相談できるのだけれども、知っていますかと尋ねますと、知ってはいるが、遠いので行きたいけれども行けないとの返事が返り、子育て支援センターのことを話すと、歩いていける所であれば、半日でも子どもたち



と行きたいけれども、それも難しい。外出時の付き添いやサポートがあればとてもうれしいと現状を話してくださいました。自治体によって、多胎児家庭への応援は様々ですが、家事や育児のサポート等、多胎児家庭にとって住みやすい環境の整備が必要ではないかと実感をいたしました。北広島町らしい優しい支援をと思い、質問をいたします。初めに本町における多胎児出生件数の推移と、多胎児家庭への支援の現状を伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 本町での過去5年間の多胎児の出生件数は、平成29年度、30年度にそれぞれ双子の出生が1件ずつあり、令和元年度以降についてはゼロ件でございます。また、多胎児家庭への支援につきましては、現在、町の子育て支援施策として特化して実施しているものはございません。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 出生件数の推移をお伺いをいたしました。本町の多胎児出生件数は、予想どおりの件数でございました。この厚生労働省の調査によりますと、双子以上の多胎・分娩件数というのは、2017年で9900件となっており、全体の分娩件数に占める割合は、およそ100件に1件とありました。この2017年、北広島町の分娩件数が分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） これ私も見ましたら、現在は100人を切っております。およそ、今全国的に100件に1件ということでございます。北広島町も、先ほど多胎児の出生件数を聞きましたら、およそ全国の平均と同じぐらいだと思っております。であるならば、本町の多胎児が生まれる確率というのは本当に全国平均となっており、そのことも改めて私も再度確認をいたしました。この多胎児家庭の支援の現状をお聞きをいたしました。先ほど課長、多胎児に特化したものはないとのご答弁でしたが、現在、多胎児家庭への支援をされていると伺っておりますが、この支援の現状をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 多胎児のご家庭に特化した事業ではございませんが、子育て支援策の大きな柱でありますネウボラ事業で対応させていただいているところでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ネウボラ事業で対応していただいているということですが、何かご相談の件数とかというのは、月にどのぐらい入ってますでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 現在、多胎児のご家庭を支援しておる家庭が町内に1件ほどございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） しっかりとご連絡が入ってきたら、例えば訪問していただいて、ご相談に乗っていただいたりとかはしているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） ネウボラ保健師、助産師、保育士等がご家庭に訪問して支援をしております。また、支援センター等に行くのが難しいというご相談もあつたりしましたので、訪問型でネウボラを実施をしようとしておるところでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ご家庭に行っていただいて、ネウボラ事業でやっていただいているということをお伺いをいたしました。この多胎児家庭は、先ほどの数字にもありましたように、現在全国でも、もうごくごく少数で、本当に約1%の方が多胎児として出生してくるという数字になっておりました。この少数の方の困難な声に耳を傾けて、2020年3月、国は、多胎児家庭支援に関する要綱案を出し、そこから、人的サポートの動きが始まったことで、多胎児の子育ての大変さに少しでも寄り添うことができたと考えます。この本町においても、多胎児家庭の割合は、全国平均とほぼ同じということをご頭を置いていただきまして、質問を進めたいと思います。多胎児の保育というのは、母親にとって負担が大きく、虐待や産後うつなどの防止のためにも産前産後の支援、ヘルパー等の派遣事業はとても重要と考えます。そこで、具体的な本町の取組をお伺いします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 本町では、現在ネウボラ事業の一環で、産前産後ヘルパー派遣事業を実施しております。この事業は、母親が心身の不調等のために家事や育児を行うことが困難で、日中介護者がいないご家庭にヘルパーを派遣し、家事や育児の一部を援助することにより、子育てを支援するものでございます。この事業は、多胎児だから料金等が2倍になったりするものでもございませんし、利用回数の上限も多胎児の場合は優遇されておりますので、ご利用していただければと思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ヘルパー派遣事業は、多胎児に優遇をされていらっしゃるということなんですが、このヘルパー派遣事業の単胎児の回数というのは何回なんですか。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 最大で一応10回までということになっておりますけれども、いろんな事情等について、最大20回まで延長することとなっております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） 単児は10回、最大20回までの延長ということですが、多胎児は優遇をされているということなんですが、多胎児は何回まで優遇されているんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 単胎児の場合が10回で、多胎児になると、特別な事情等考慮しまして、最大で20回の利用が可能ということでございます。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） このヘルパー派遣事業も多胎児に特化したものとして、優遇をされていると感じました。続きまして、令和2年9月から産後ケア事業にデイサービス型、訪問型が追加をされています。この種類と、自己負担金額、また実施場所はどちらなのか、伺います。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 産後ケア事業のサービスは、現在4種類あります。その種類と料金は、課税世帯の方で、宿泊型は1泊当たり5000円で、デイサービス型半日コースは2000円、1日コースは3000円です。訪問型は、半日のみで2000円になります。実施場所につきましては、宿泊型を北広島病院に、デイサービス型をおばた助産院に委託しております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

- 3番（敷本弘美） このデイサービス型のおばた助産院というのは、どちらにあるんでしょうか。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 邑南町になります。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 続きまして、国の事業に多胎妊婦を支援する多胎ピアサポート事業と、多胎妊婦サポーター事業があります。多胎児の育児経験者、家族との交流会の開催や、相談支援研修を受けたサポーターを多胎妊婦等のもとに派遣し、外出時の補助や日常の育児に関する介助をしていくものです。本町は、この事業を取り入れておられますでしょうか、お伺いをいたします。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） この事業につきましては、取り入れておりません。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 取り入れていらっしゃらないということですが、その理由をお聞かせください。
- 議長（湊俊文） 保健課長。
- 保健課長（迫井一深） 新規事業を展開するに当たり当初予算を組んでいくわけですが、その時にまだ情報等が不足しており、その時期には知っておりませんでした。というのが大きな理由です。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） 予算の時には、まだ情報を知っていなかったということなので、本当にこの事業、大切な事業になりますので、次期予算の時に考えてみていただきたいと思います。
- 次に、双子や三つ子など多胎児を育てる家庭へ先ほどの産前産後サポート事業をはじめ、どのような支援が必要で、行政として支えていけるか、町の考えをお伺いいたします。
- 議長（湊俊文） 福祉課長。
- 福祉課長（芥川智成） 町としましては、多胎児家庭に限らず、子育て家庭にとって、育児に対する悩みや不安、孤立感の解消が重要であります。そのためには相談支援が欠かせないものであると考えております。現在、ネウボラ事業の一環として、保健師、保育士、助産師を配置し、また、各地域にある子育て支援センターでも相談支援を行っております。また、来庁が難しいご家庭には訪問も行っております。こうしたことから、町では多胎児家庭に特化した事業の実施は今のところ考えておりませんが、現在実施しておりますネウボラ事業の中で支援できるものと考えております。
- 議長（湊俊文） 敷本議員。
- 3番（敷本弘美） ネウボラ事業の中で、しっかり保健師や保育士等配置して支援をされるということでございます。また、多胎児に特化した事業というのは今のところないんですけども、これもネウボラ事業の中で考えていかれるということをお伺いをいたしました。
- 最後に、第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画の中で、町長は、妊娠・出産期から子育て期にわたり、保健師、助産師、保育士などが子どもの発達と成長を見守りながら、ワンストップサービスによる切れ目ないサポート体制を構築し、家族全体を支え、子育て世代が安心して子育てできるまちづくりに取り組んでいくとおっしゃっております。多胎児家庭への支援について、最後に町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほど担当課長から答弁いたしました。これまで子育て家庭の相談、支援を行うネウボラ事業の充実を図ってきているところであります。多胎児の場合、特に悩みも多いかもしれません。このネウボラ事業の中で、しっかり対応していきたいと考えています。安心して子育てができるまちづくりを実現していきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 敷本議員。

○3番（敷本弘美） ネウボラ事業の中でもしっかり支援を図っていくということでございました。今後、多胎児を育てるのなら北広島町で育てるのが一番よと、口々に言っていたような子育て支援、また多胎児支援をと申し上げ、私の質問を閉じます。

○議長（湊俊文） これで敷本議員の質問を終わります。これをもって一般質問を終わります。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。なお、次の本会議は20日、議案の審議、採決となっておりますので、よろしく願いいたします。本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4時 34分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~